

多賀城市の子ども・子育て支援 に係る事業等の現状と課題

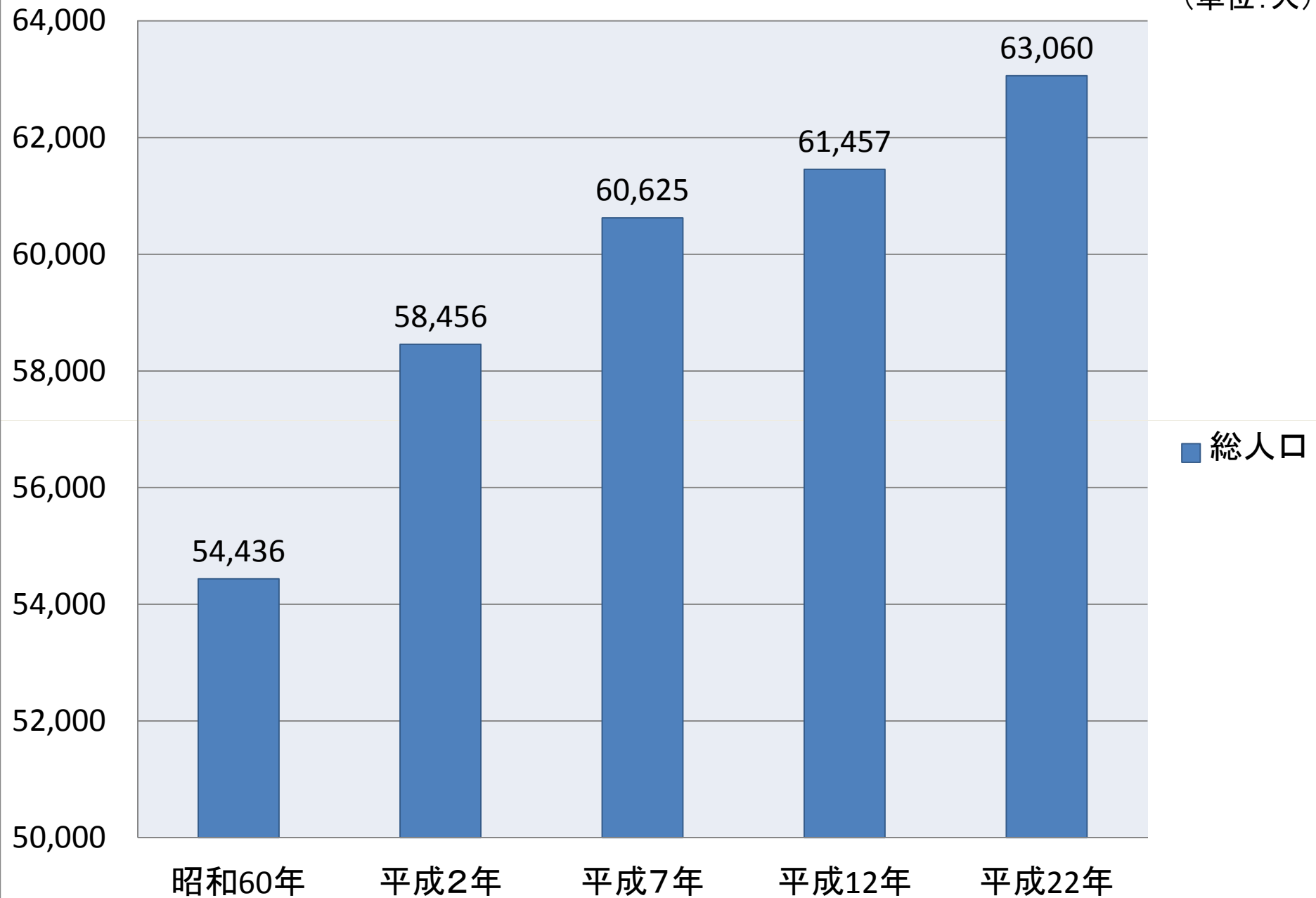
平成25年8月26日

保健福祉部こども福祉課

人口動態

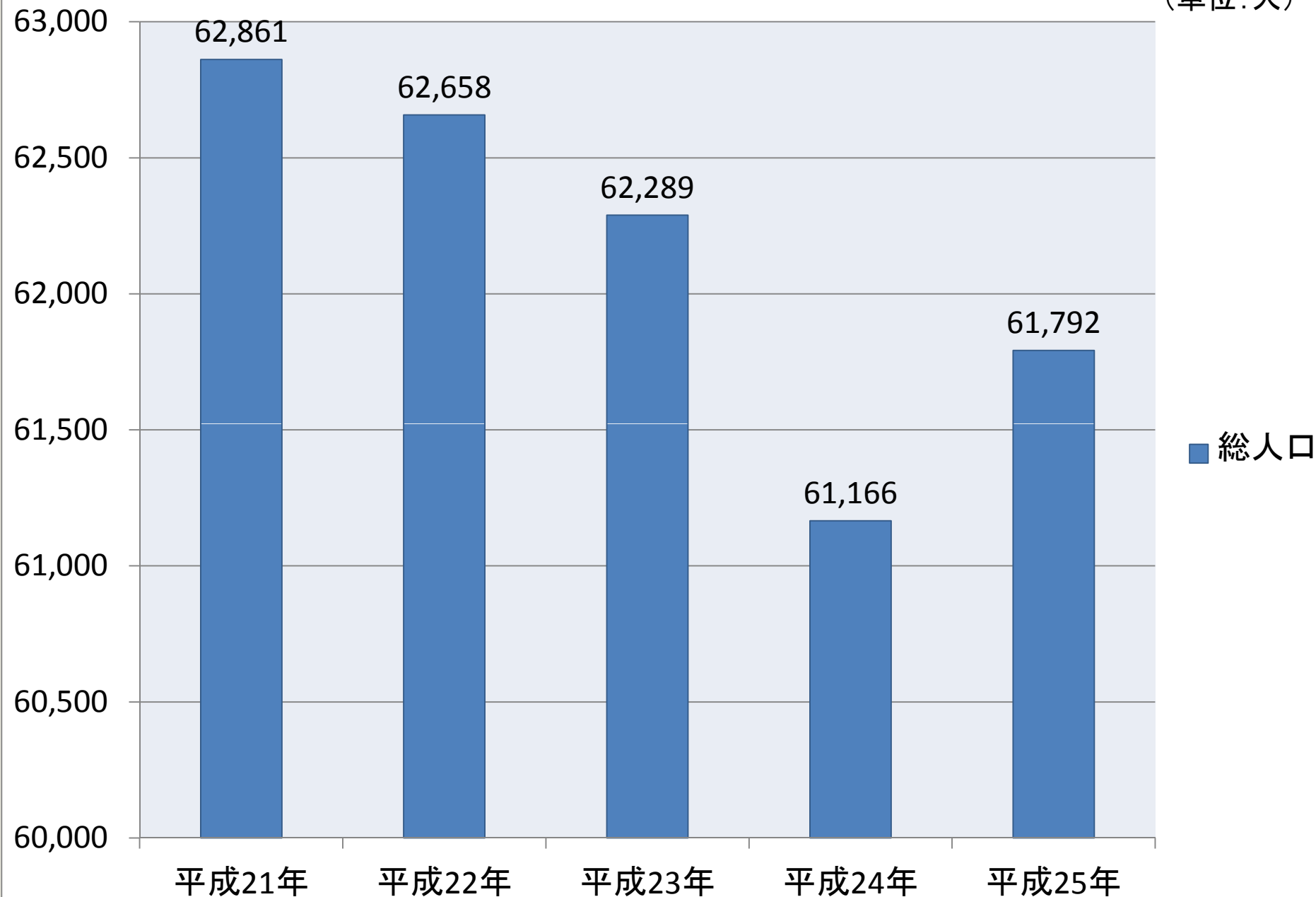
多賀城市の総人口の推移

平成22年国勢調査
(単位:人)



多賀城の総人口の推移(直近)

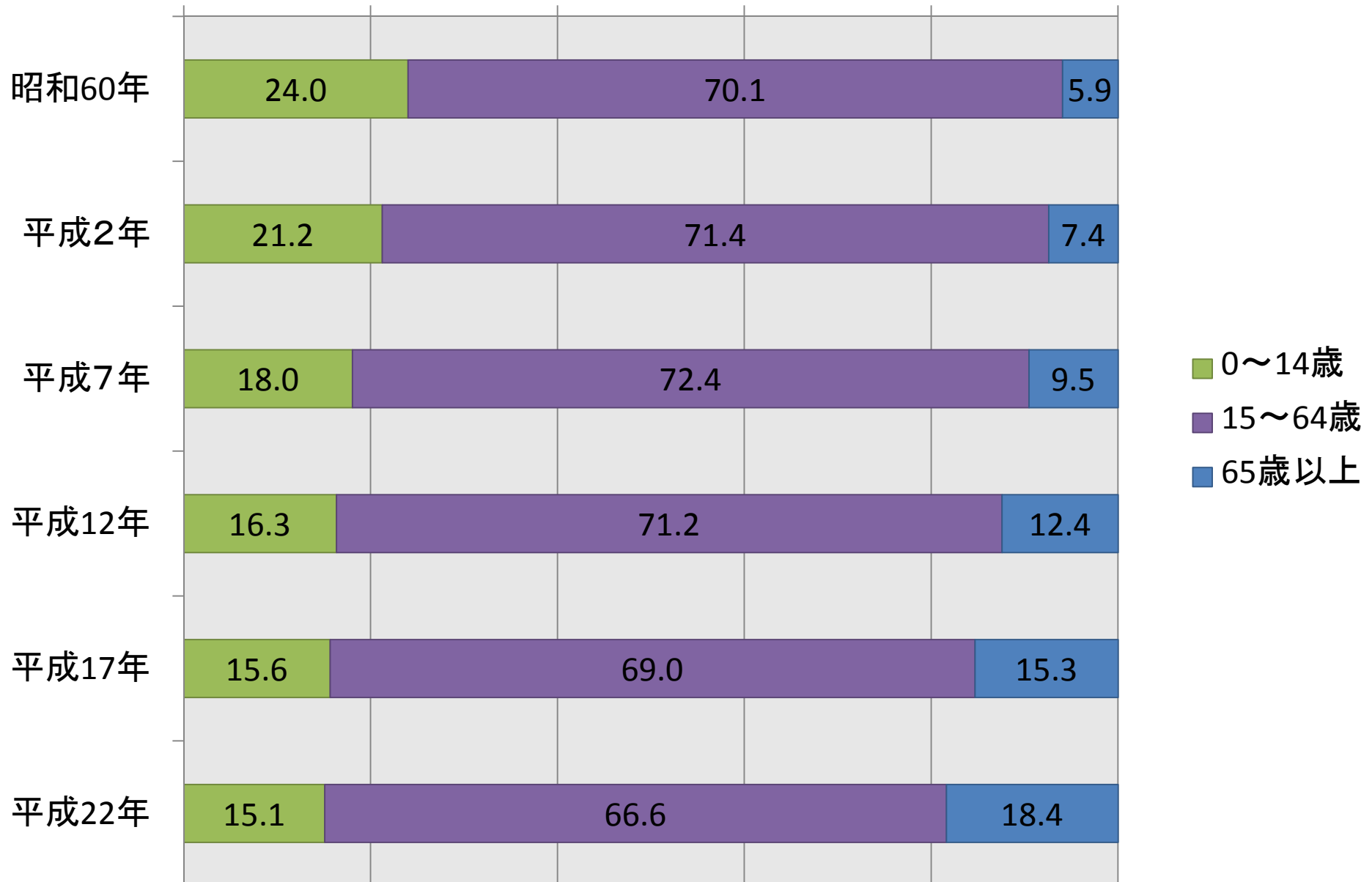
多賀城市市民課より
(単位:人)



年齢区分別人口の推移

国勢調査各年10月1日現在

0% 20% 40% 60% 80% 100%



年齢区分別人口の推移(直近)

多賀城市市民課より
各年4月1日現在

0% 20% 40% 60% 80% 100%

平成21年

15.4

71.0

13.6

平成22年

15.2

66.6

18.1

平成23年

15.1

66.5

18.4

平成24年

14.9

65.9

19.2

平成25年

15.1

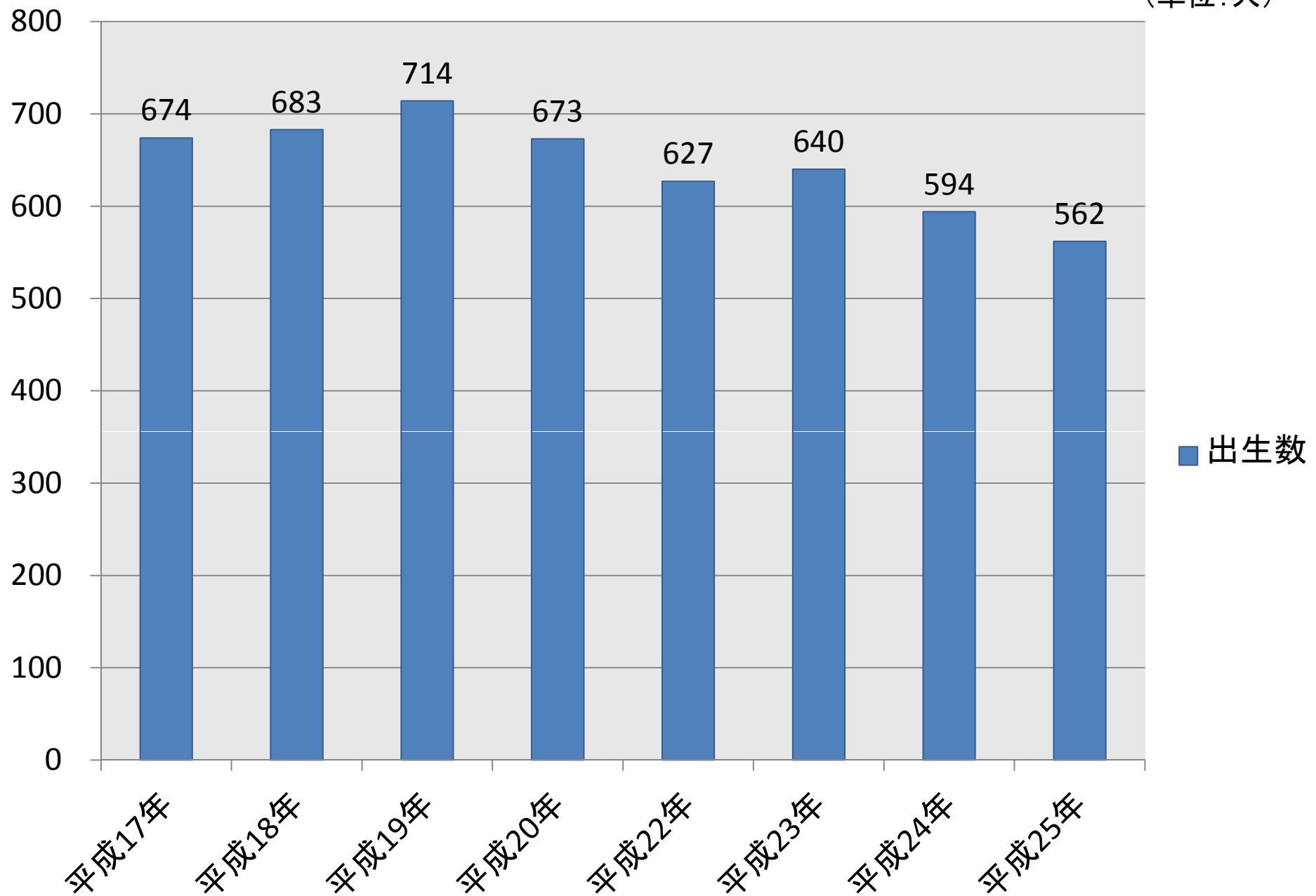
66.6

18.4

- 0～14歳
- 15～64歳
- 65歳以上

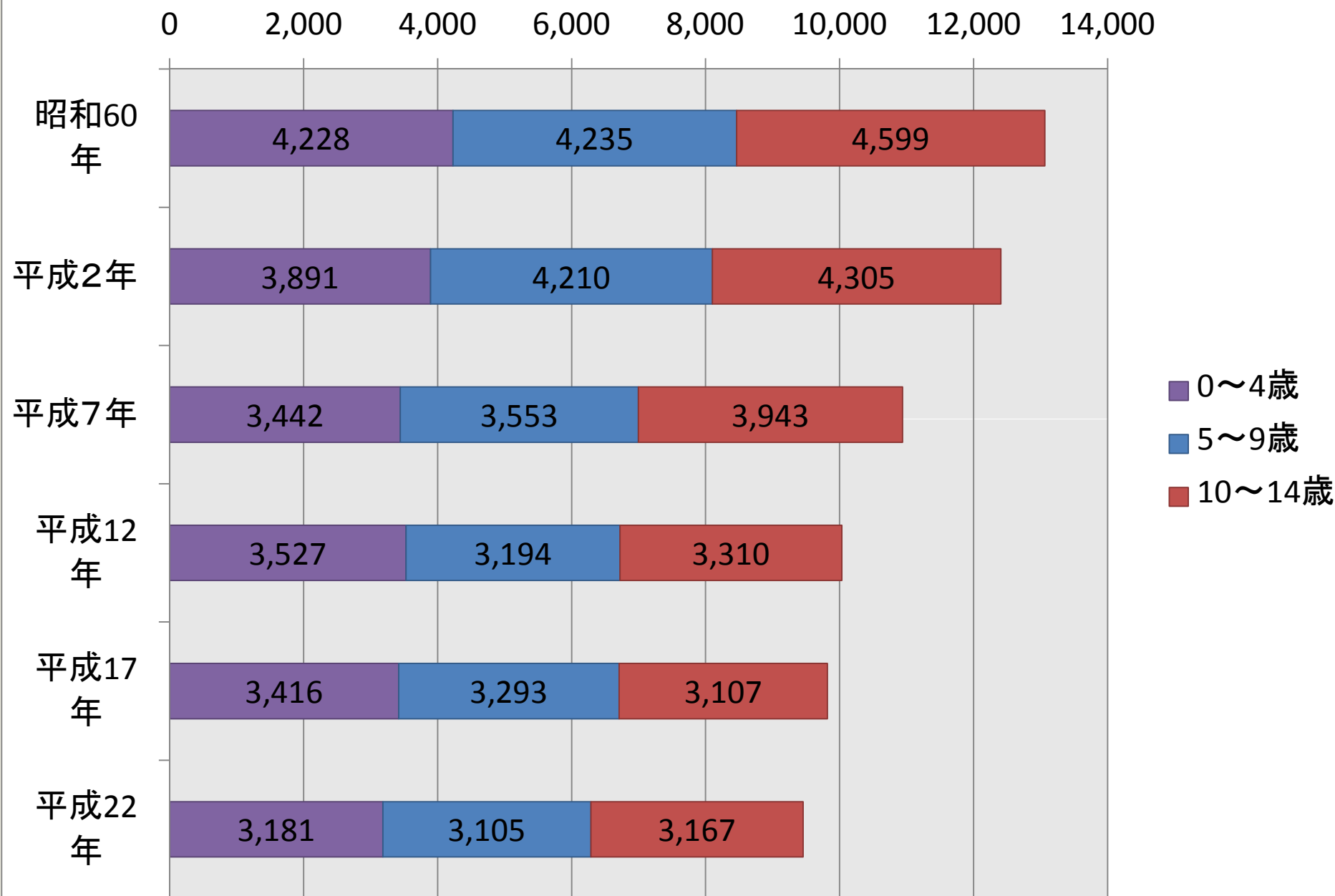
出生数

多賀城市市民課より
(単位:人)



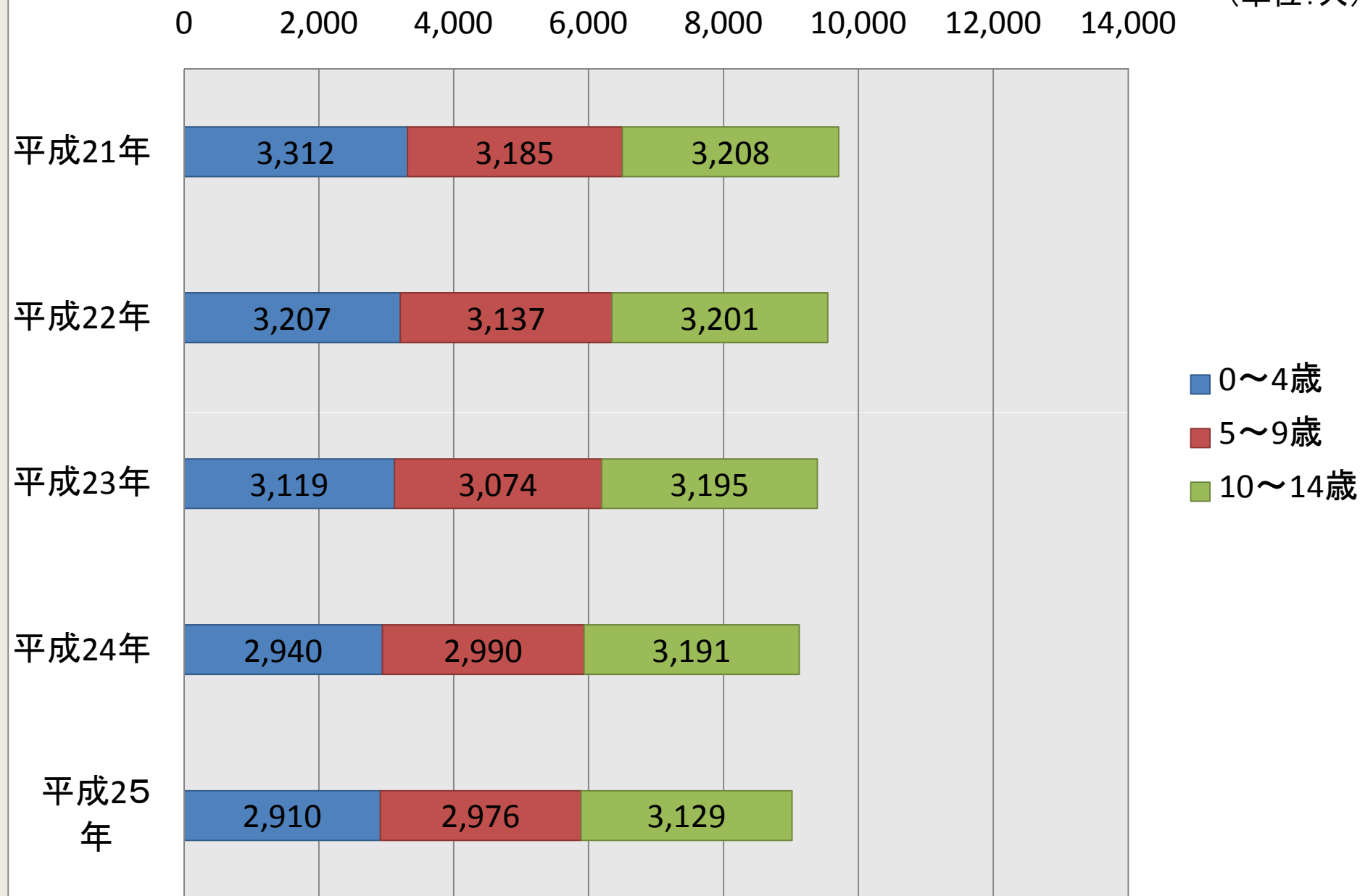
年少人口の推移

国勢調査各年10月1日現在
(単位:人)



年少人口の推移(直近)

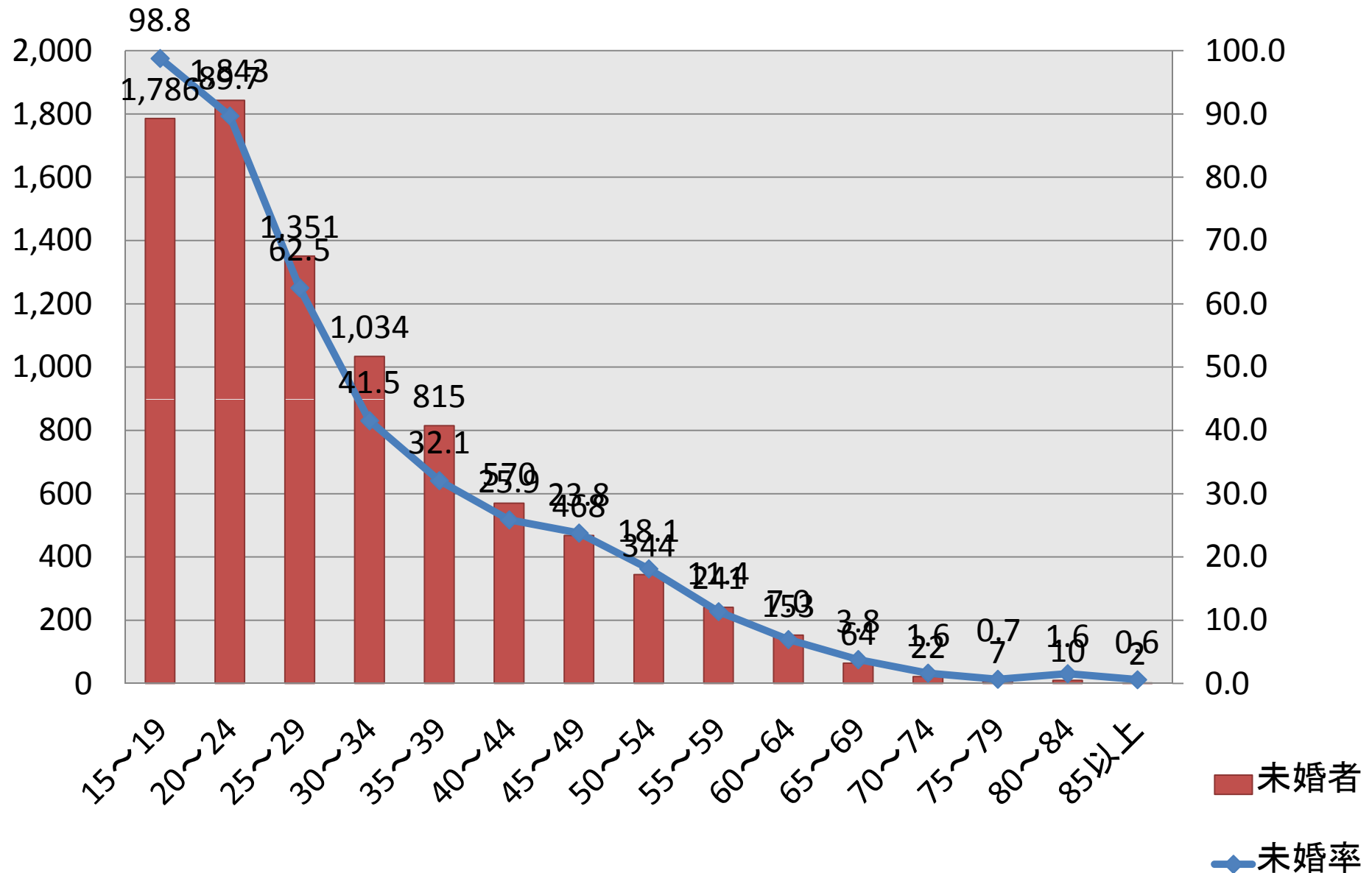
多賀城市市民課より
各年4月1日現在
(単位:人)



未婚率

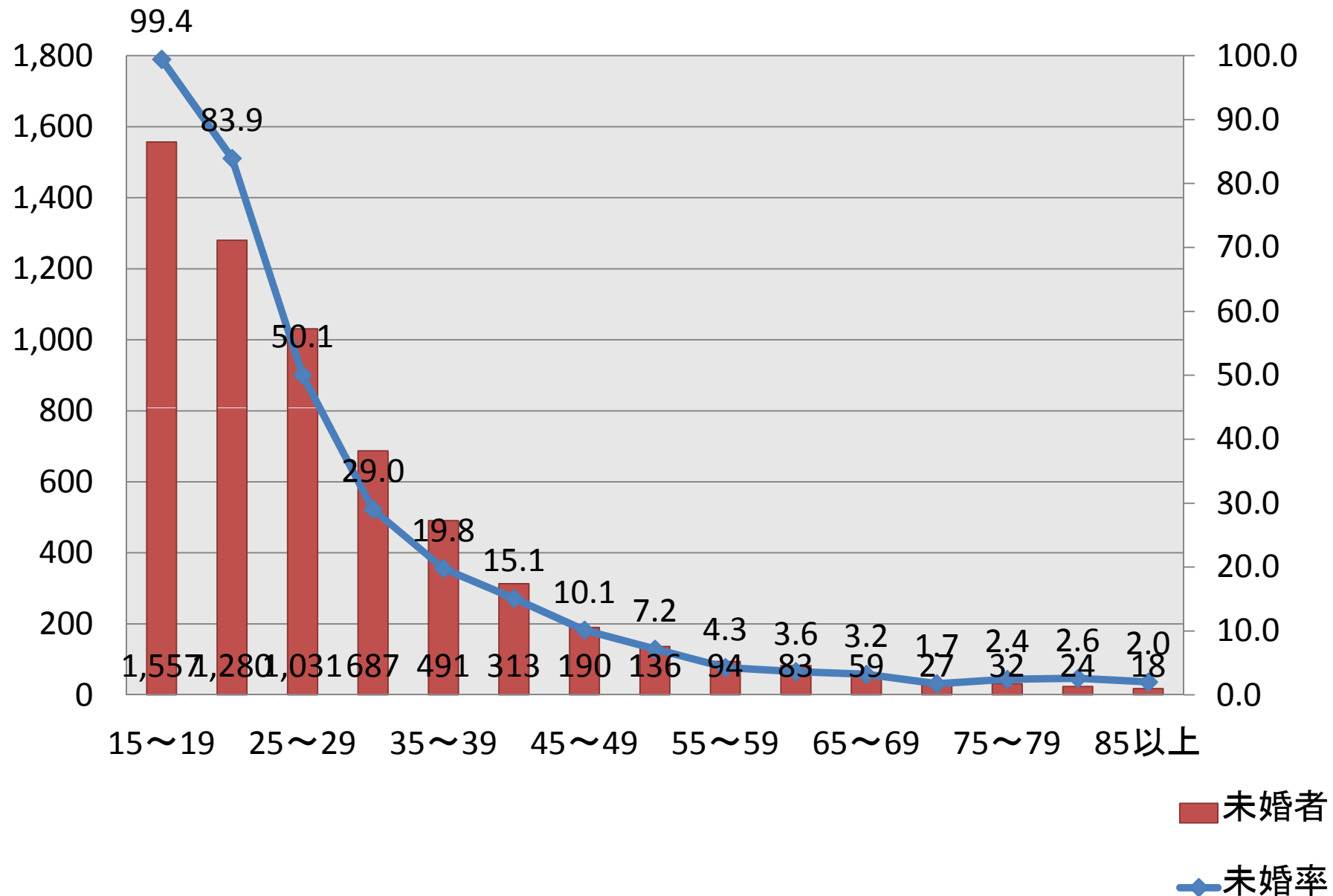
未婚者と未婚率の状況(女性)

平成22年国勢調査
(単位:人、%)



未婚者と未婚率の状況(男性)

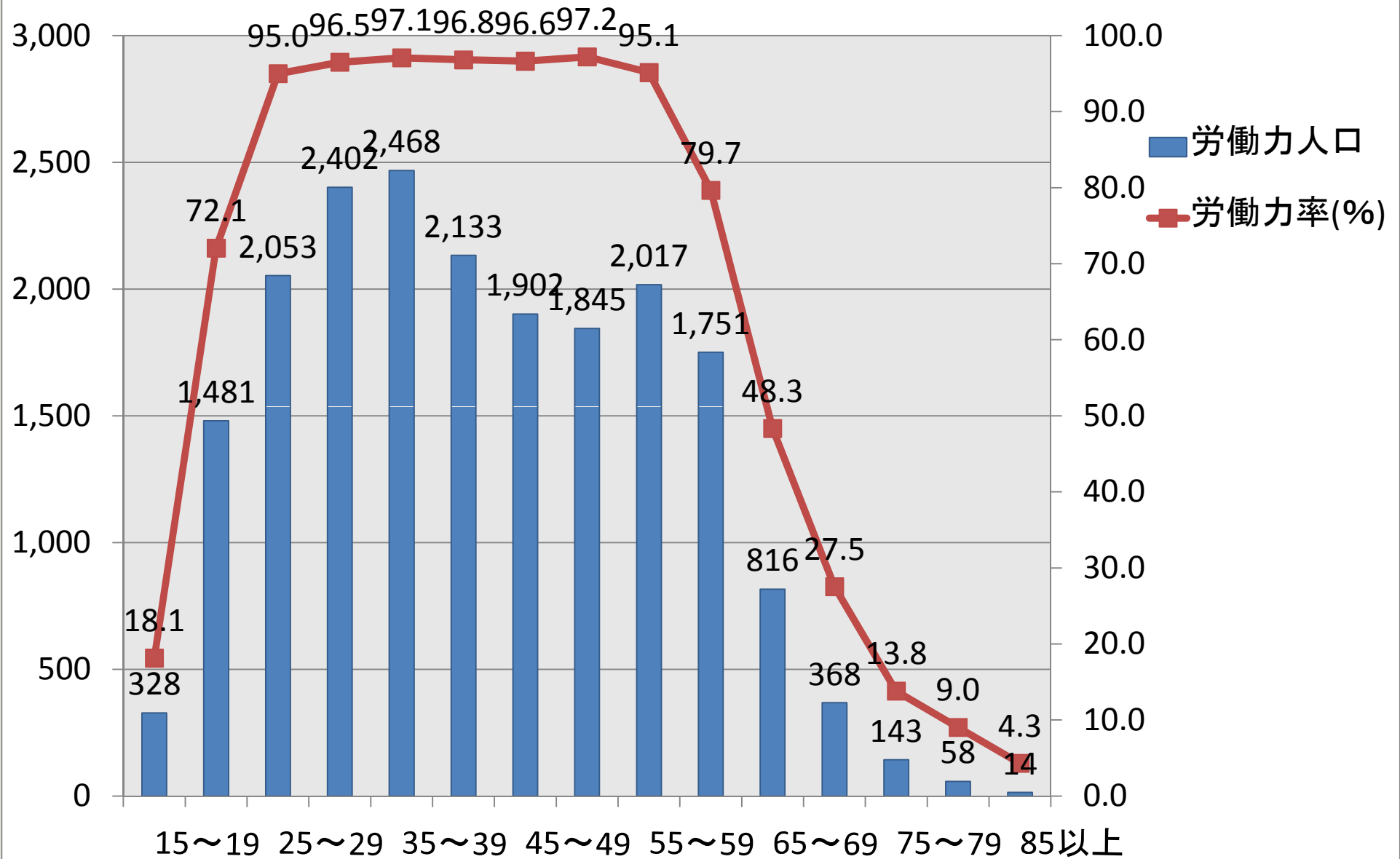
平成22年国勢調査
(単位:人、%)



就労状況

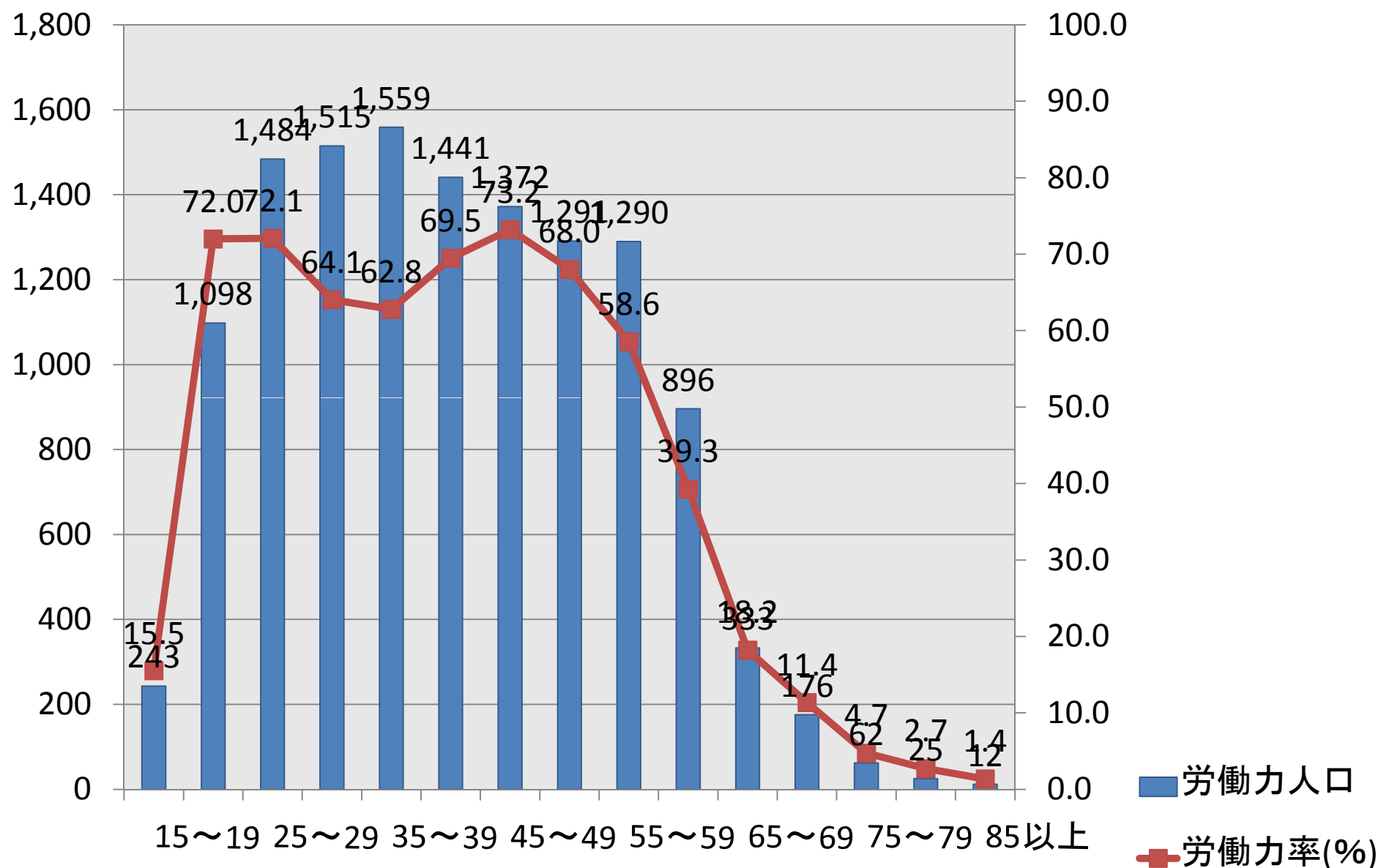
年齢別労働力率(男性)

平成22年国勢調査
(単位:人、%)



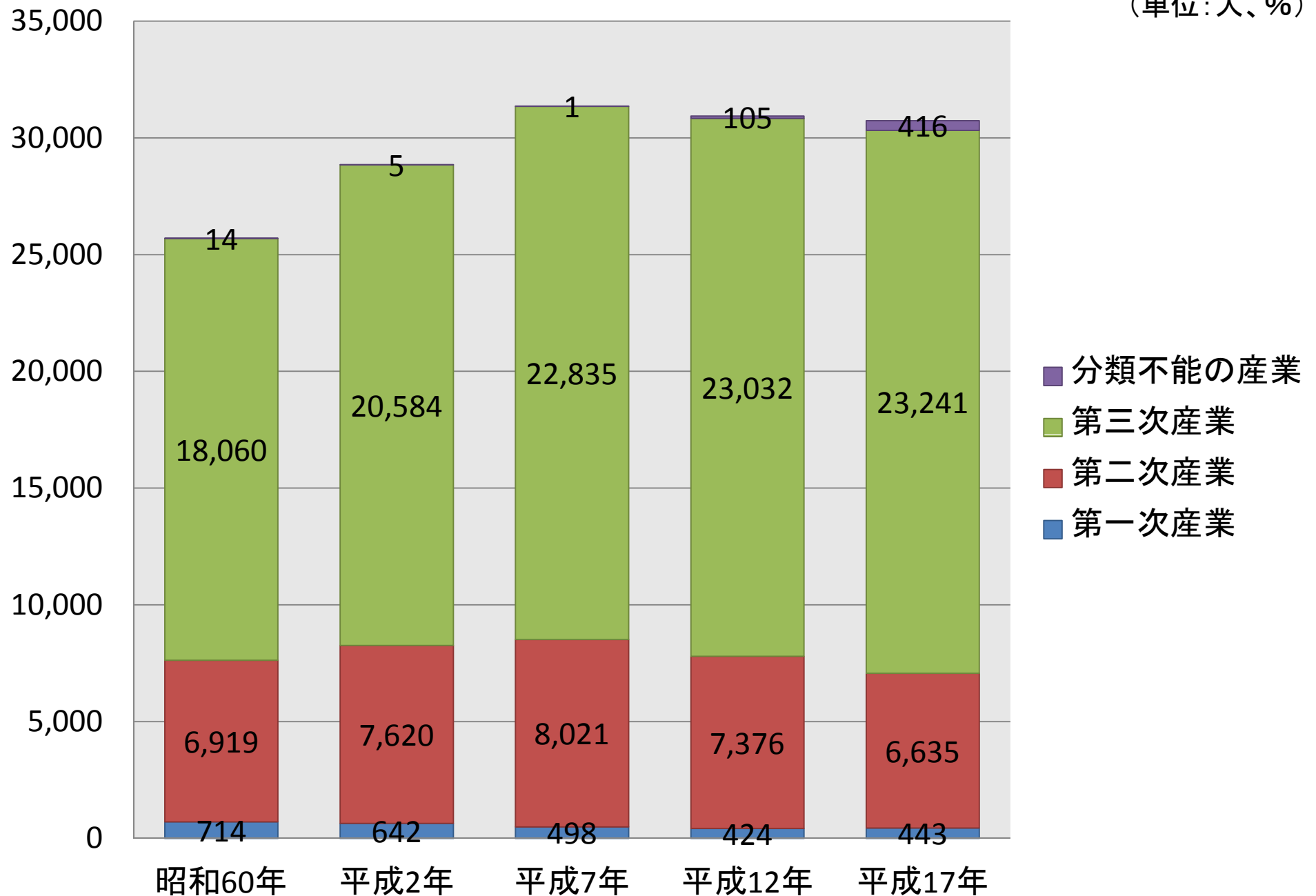
年齢別労働力率(女性)

平成22年国勢調査
(単位:人、%)



産業別就業者数

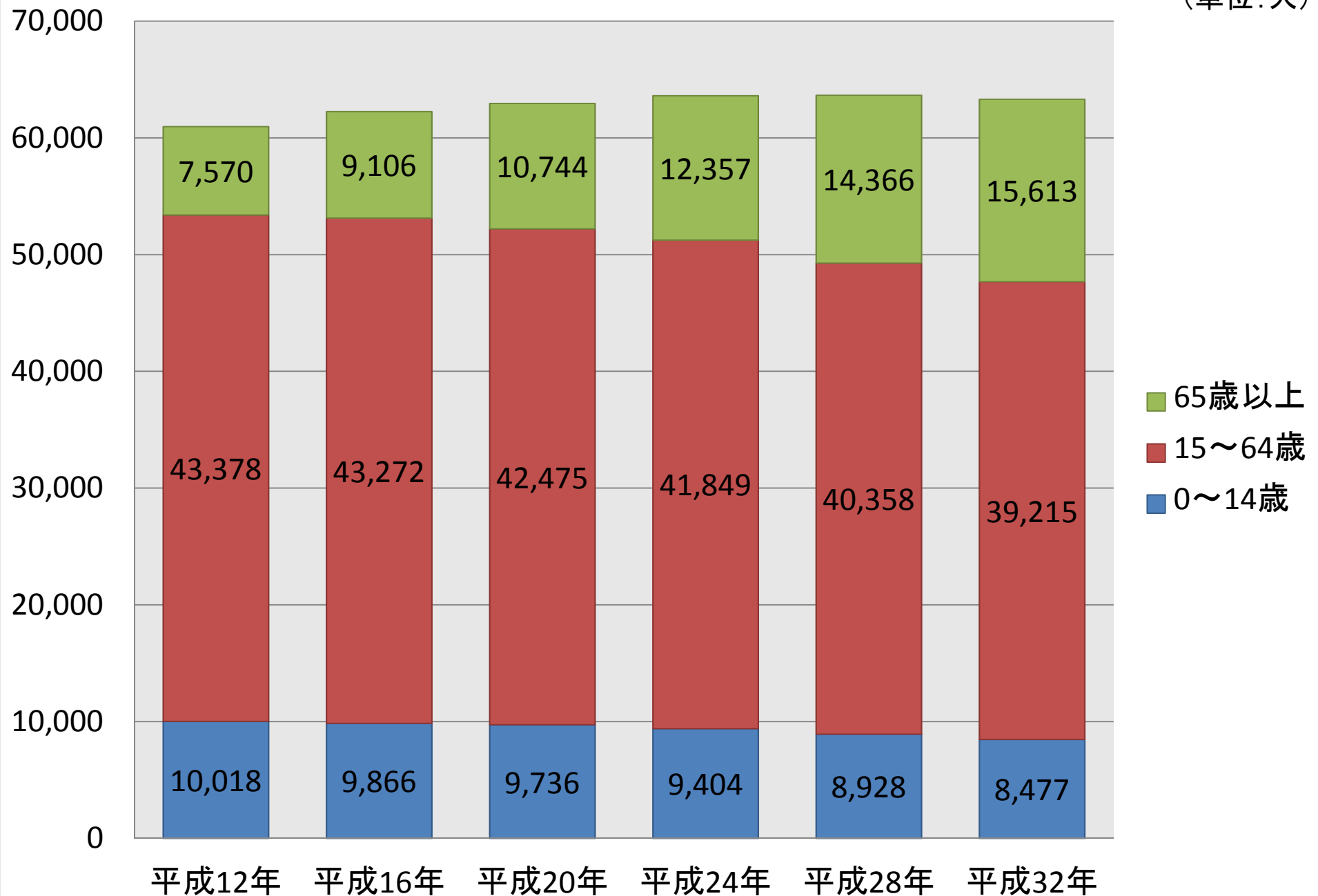
平成22年国勢調査
(単位:人、%)



人口の推計

人口推計

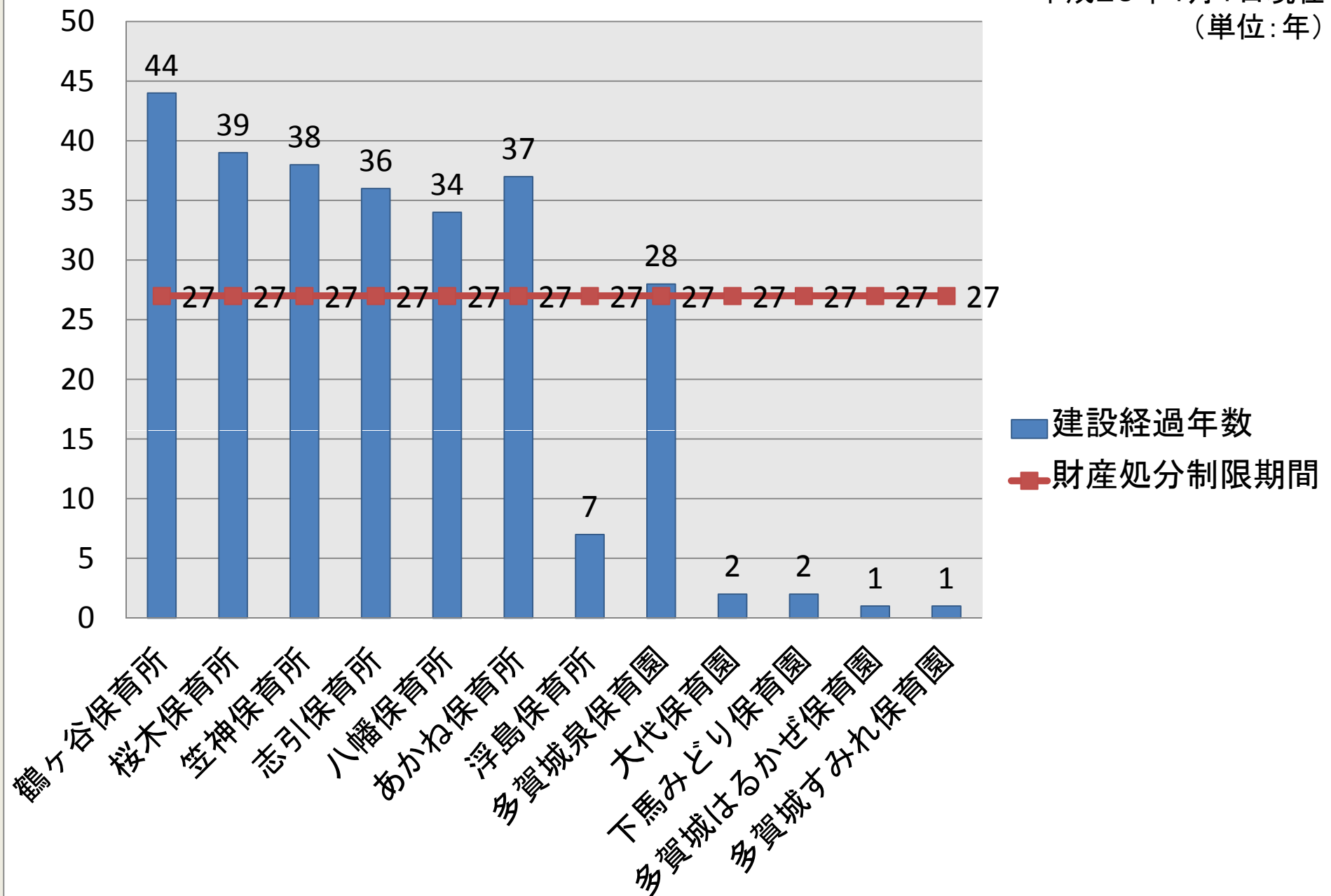
第5次総合計画より
(単位:人)



保育所の状況

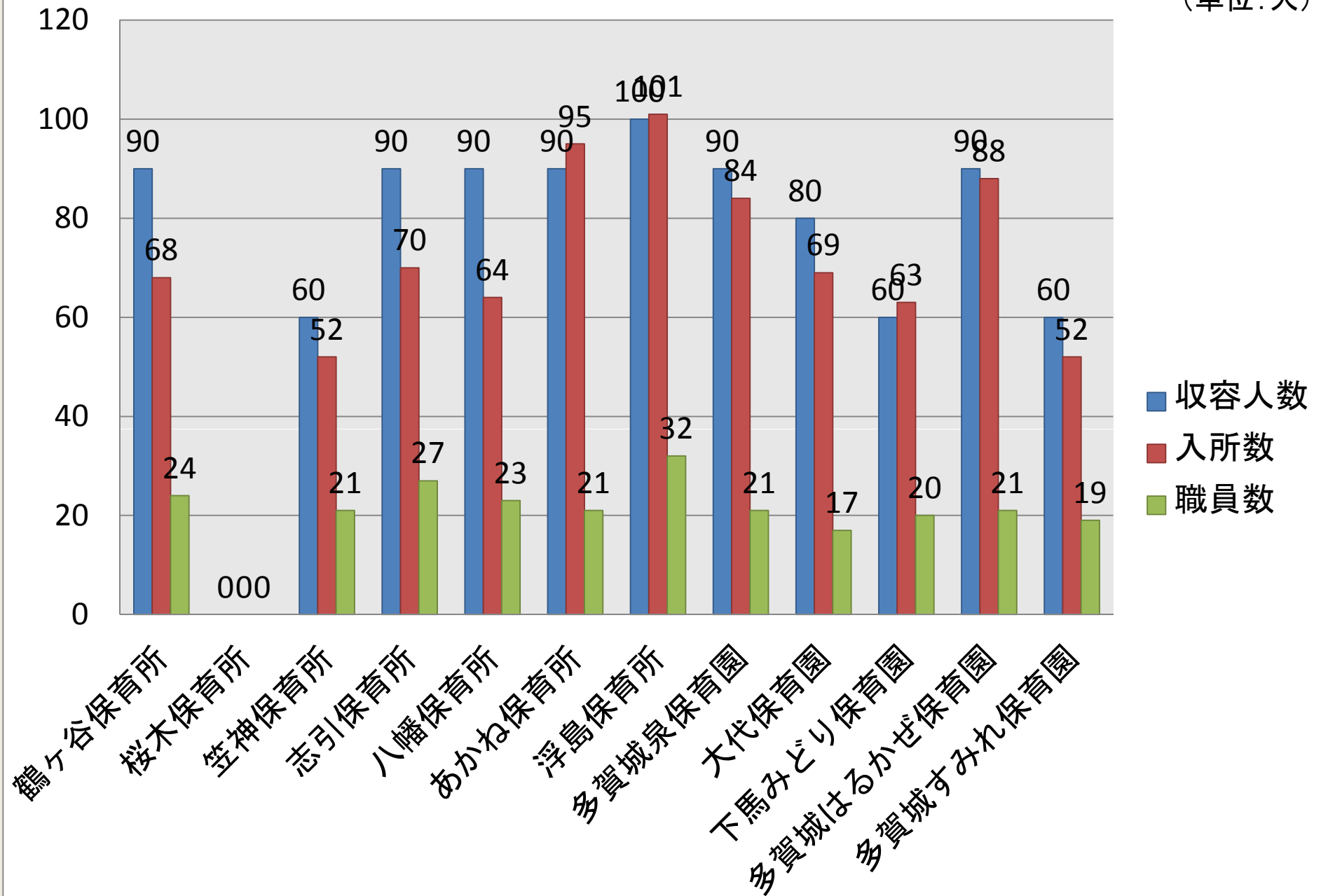
保育所建設経過年数

平成25年4月1日現在
(単位:年)



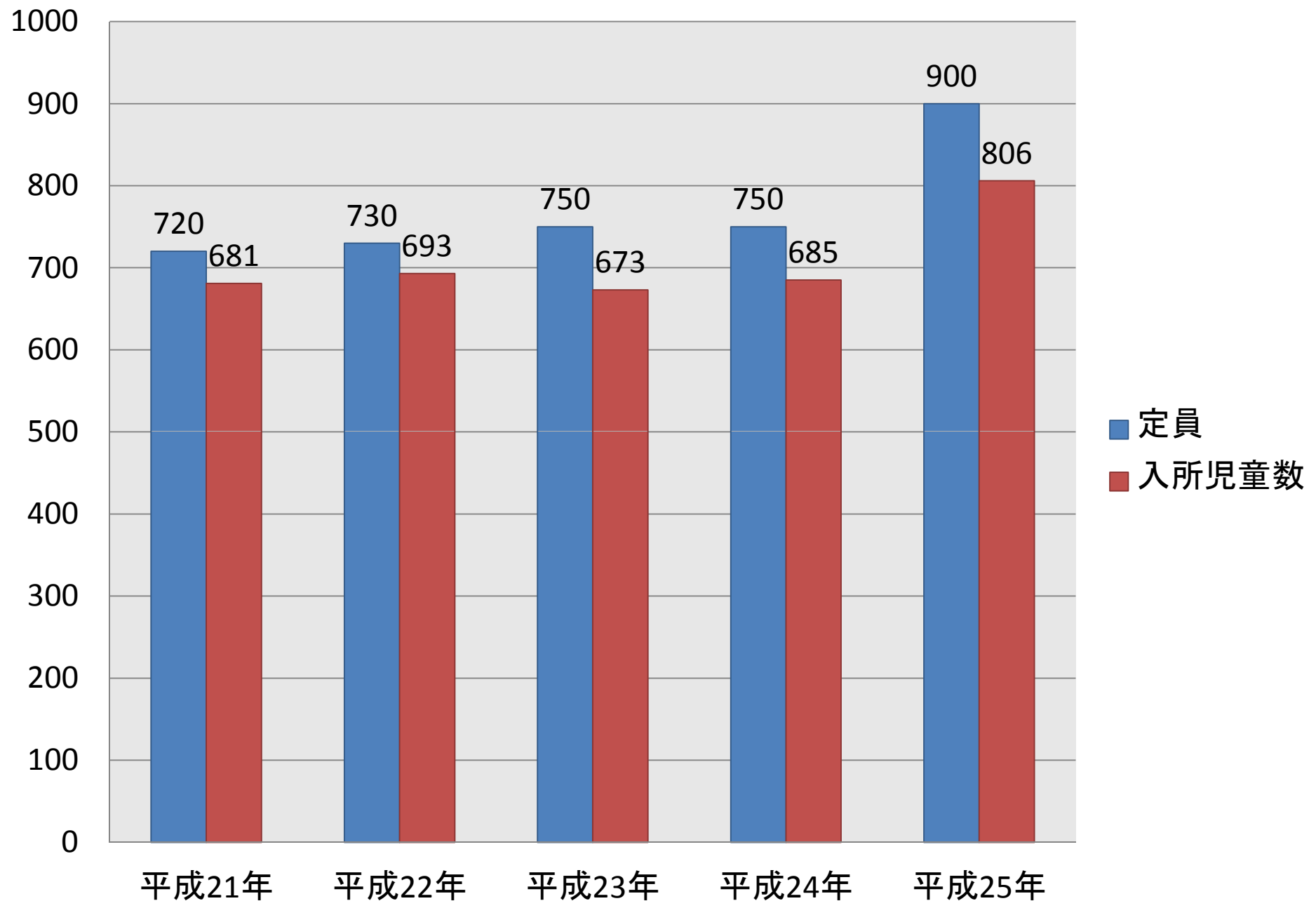
入所状況

平成25年4月1日現在
(単位:人)



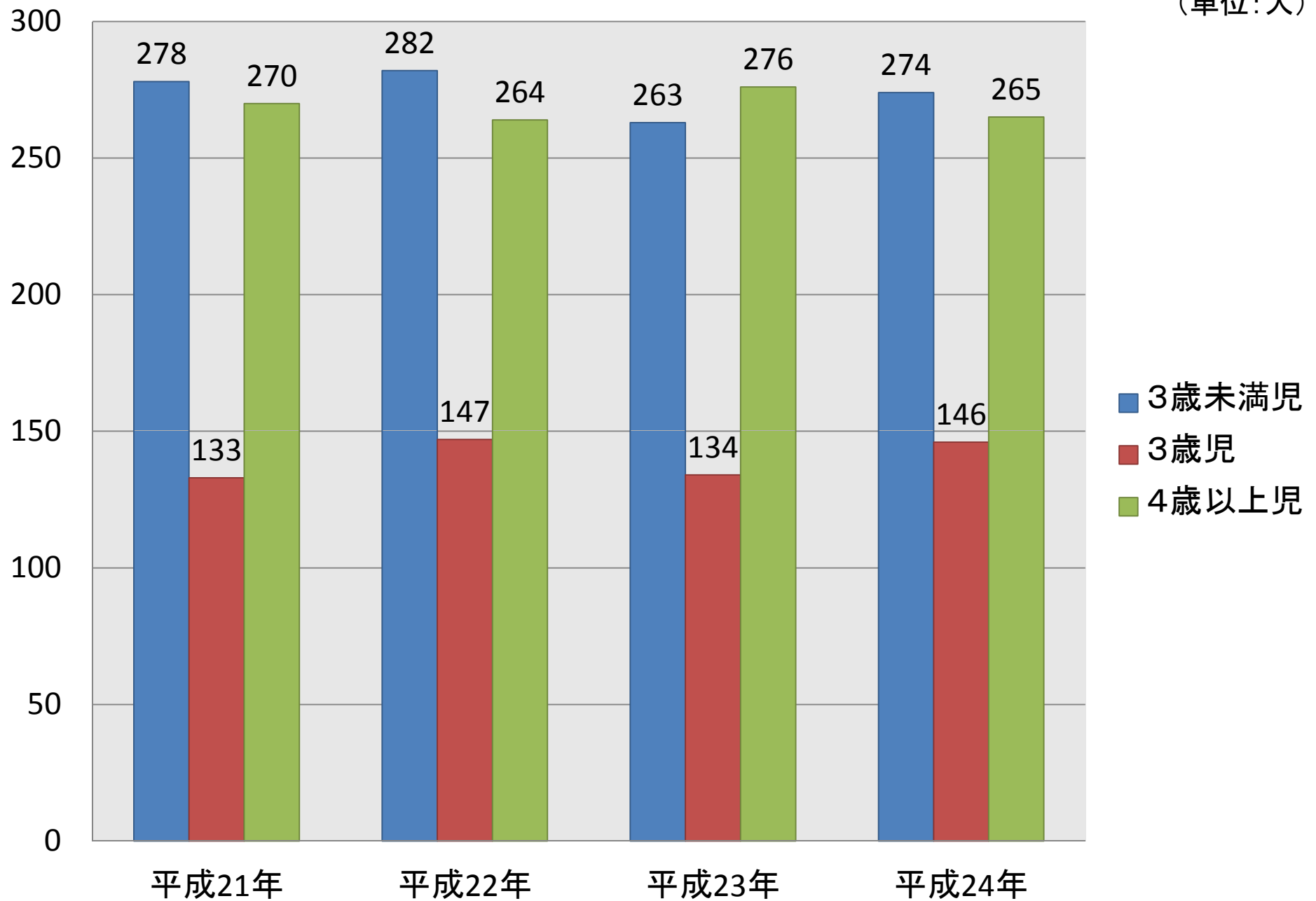
保育所定員と入所児童数

平成25年4月1日現在
(単位:人)



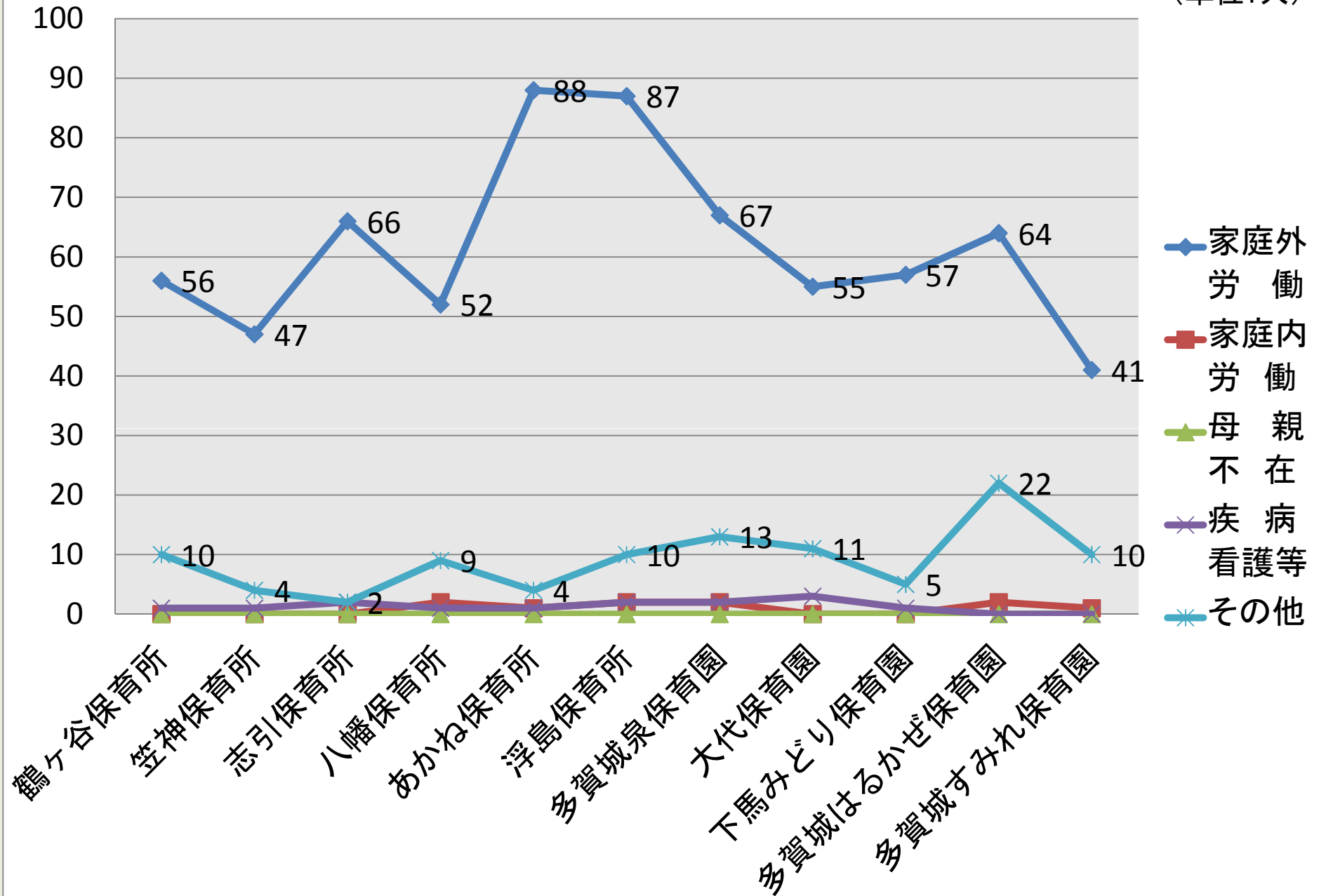
年齢別入所数

各年4月1日現在
(単位:人)



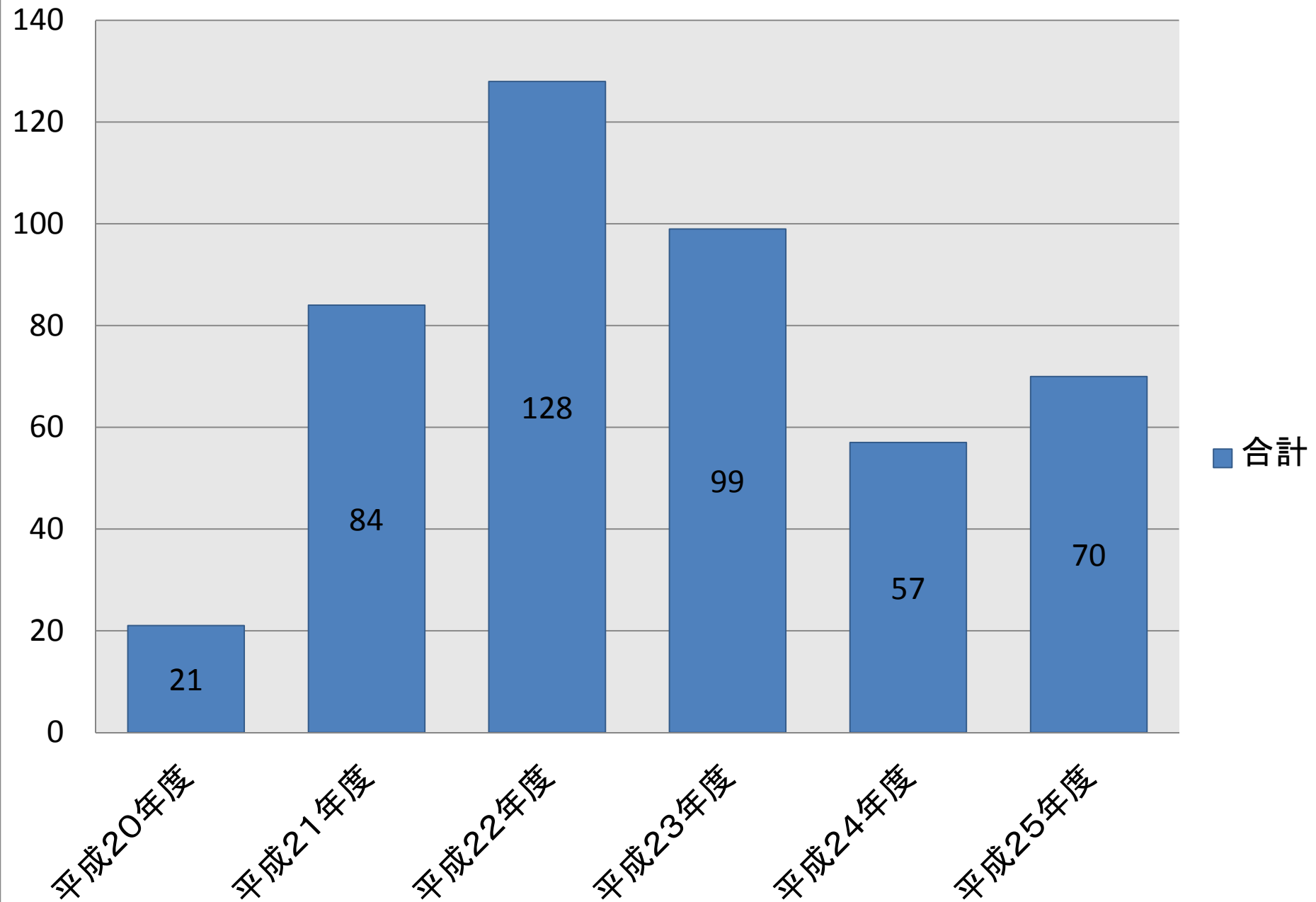
事由別入所数

平成25年4月1日現在
(単位:人)



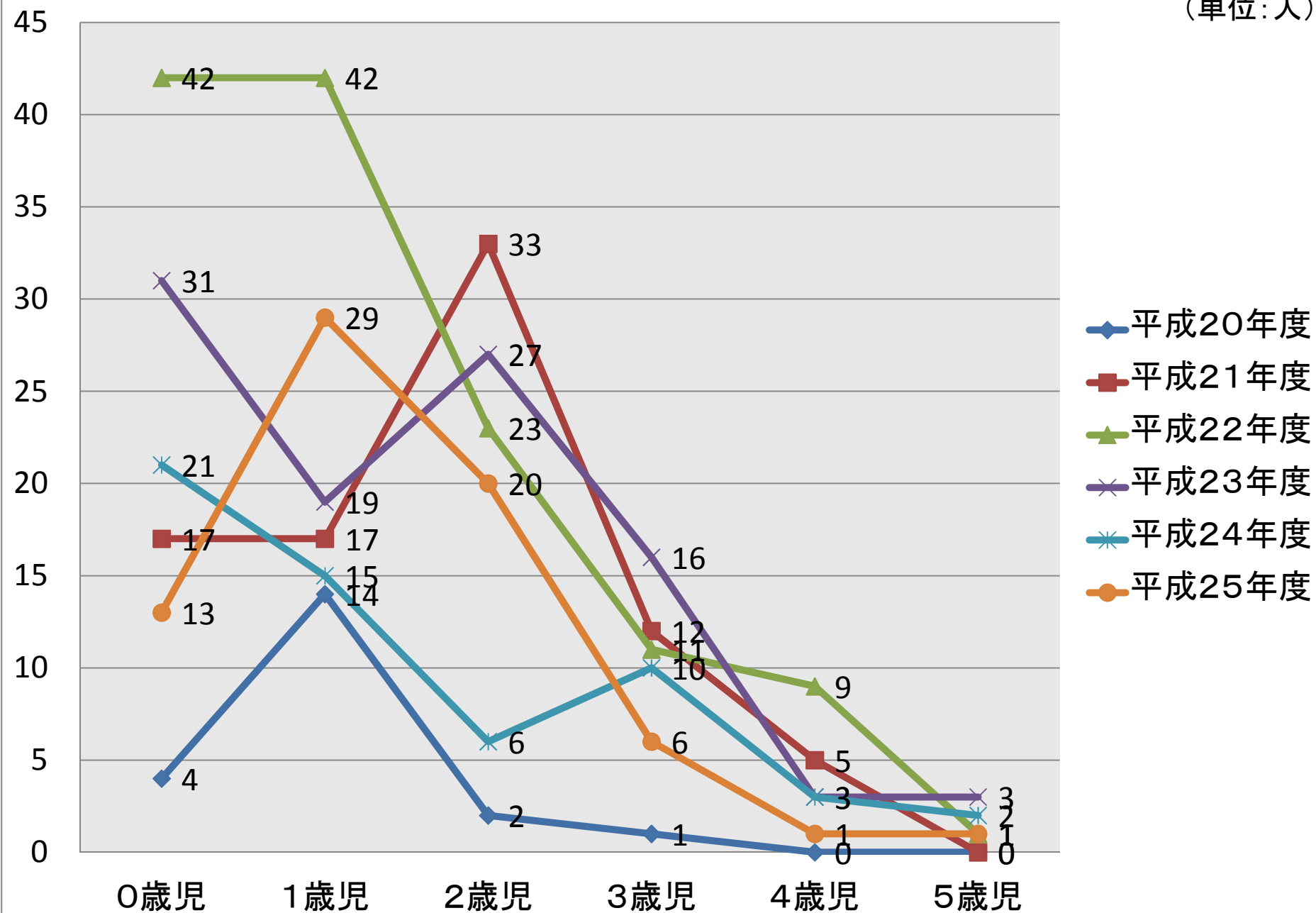
待機児童数(年度別)

各年4月1日現在
(単位:人)



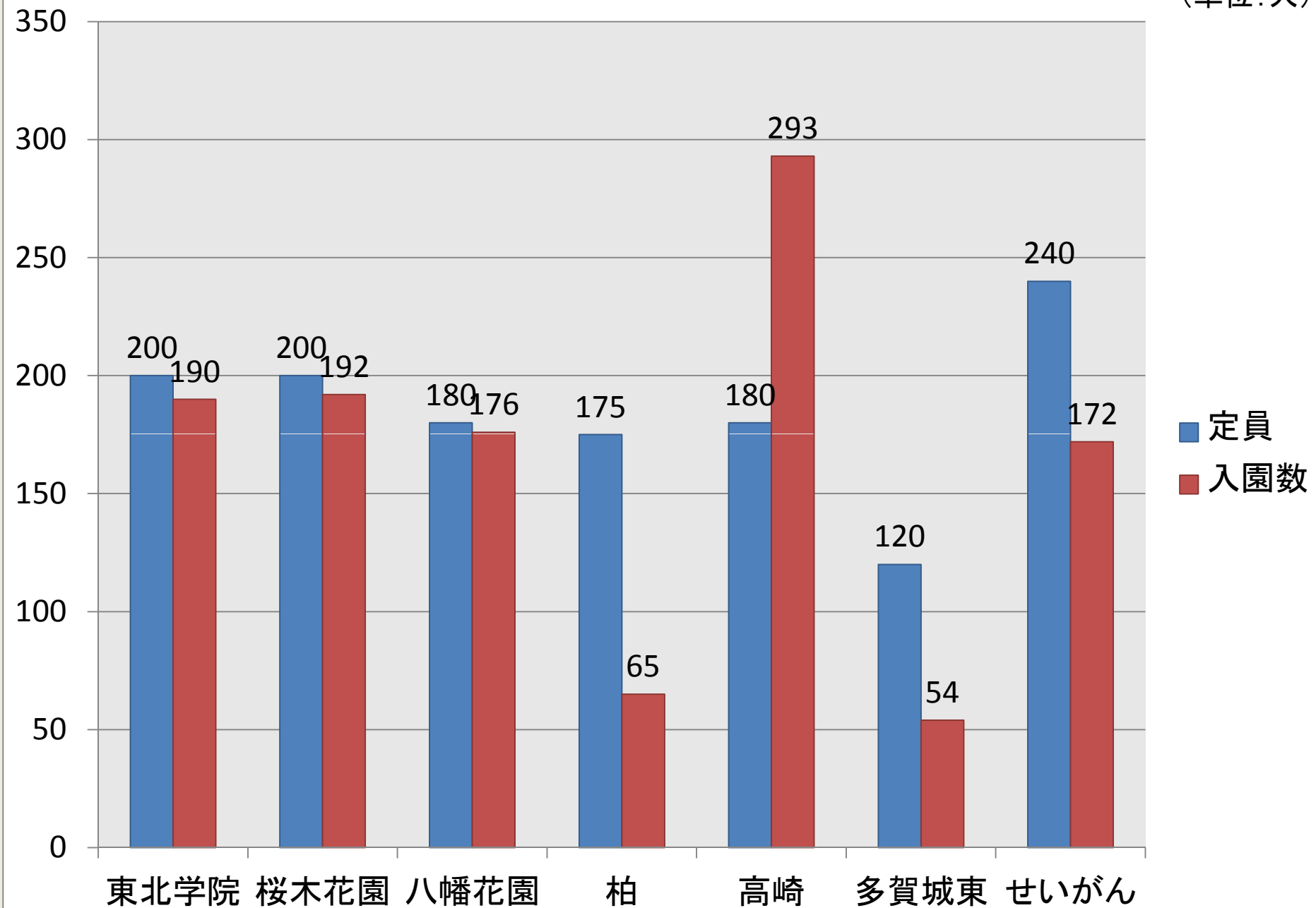
待機児童数(年齢別)

各年4月1日現在
(単位:人)



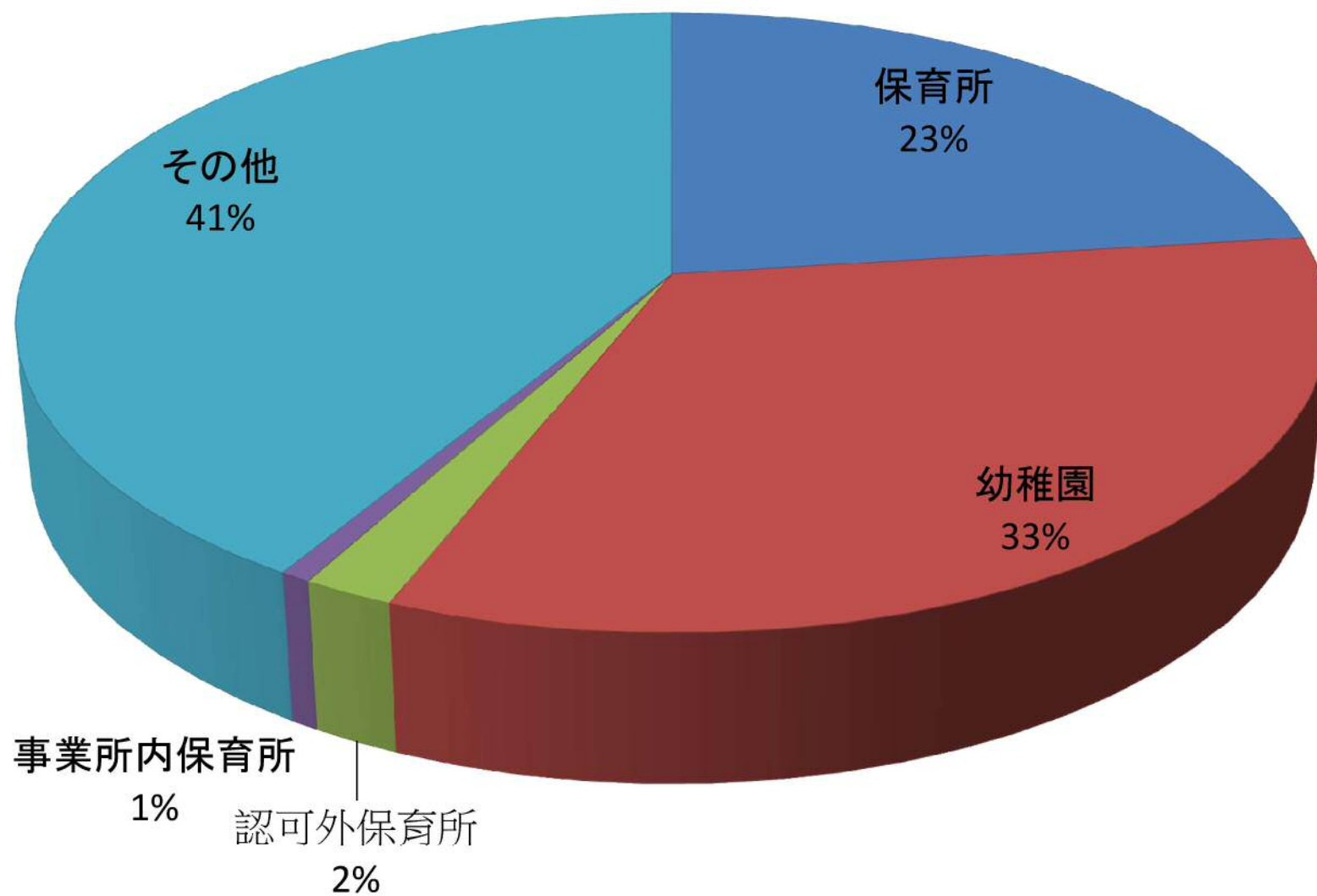
幼稚園入園数

平成25年4月1日現在
(単位:人)



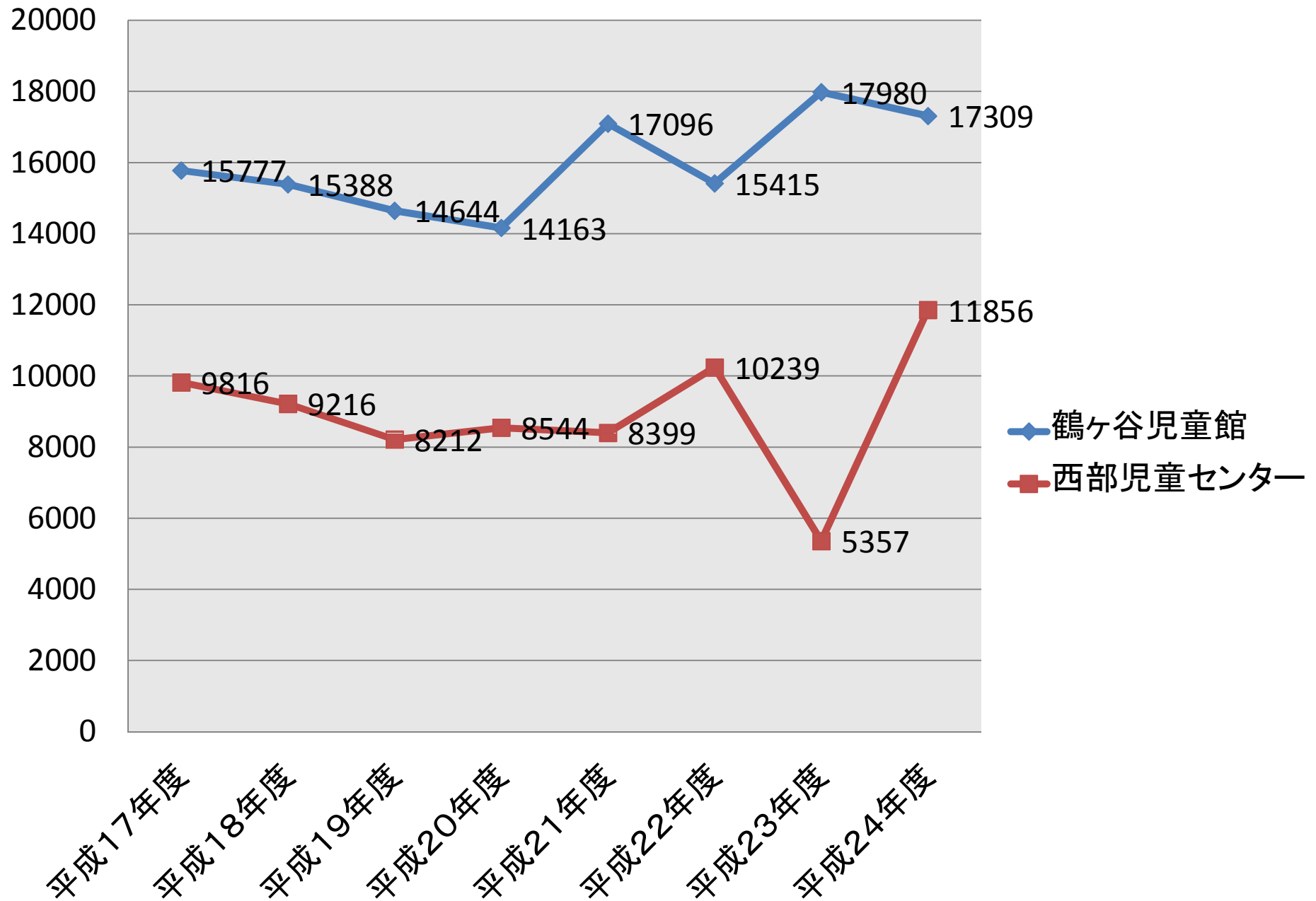
就学前児童が育つ場所

平成25年4月1日現在
(単位: %)



児童館利用人数

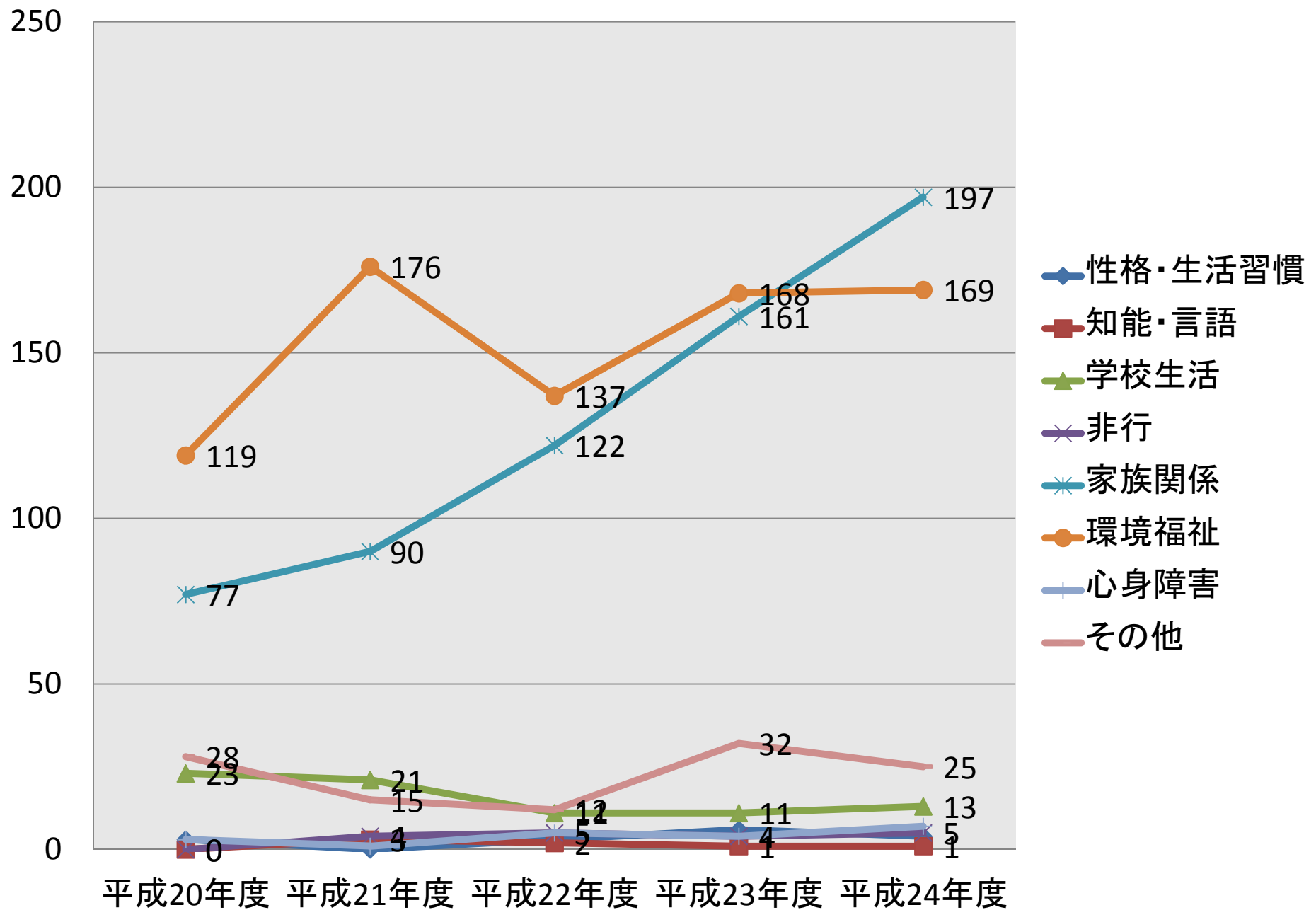
(単位:人)



家庭相談状況

家庭相談件数

(単位: 件)



地域子ども・子育て支援事業の 実施状況について

地域子ども・子育て支援事業

子ども子育て支援法第59条に規定されている。(13事業)

すでに実施している事業

- ①地域子育て支援拠点事業(子育てサポートセンター)
- ②一時預かり
- ③ファミリーサポートセンター事業
- ④病児・病後児保育事業
- ⑤延長保育事業
- ⑥放課後児童クラブ(留守家庭児童学級)
- ⑦妊婦健診
- ⑧乳児家庭全戸訪問事業
- ⑨養育支援訪問事業その他の要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

今後検討する事業

- ⑩利用者支援
- ⑪子育て短期支援事業
- ⑫実費徴収に係る捕捉給付に係る事業
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

子育てサポートセンター

○育児不安等についての相談指導や育児講座等、子育て支援事業の企画及び運営などを行い、きめこまやかな子育てを支援する。

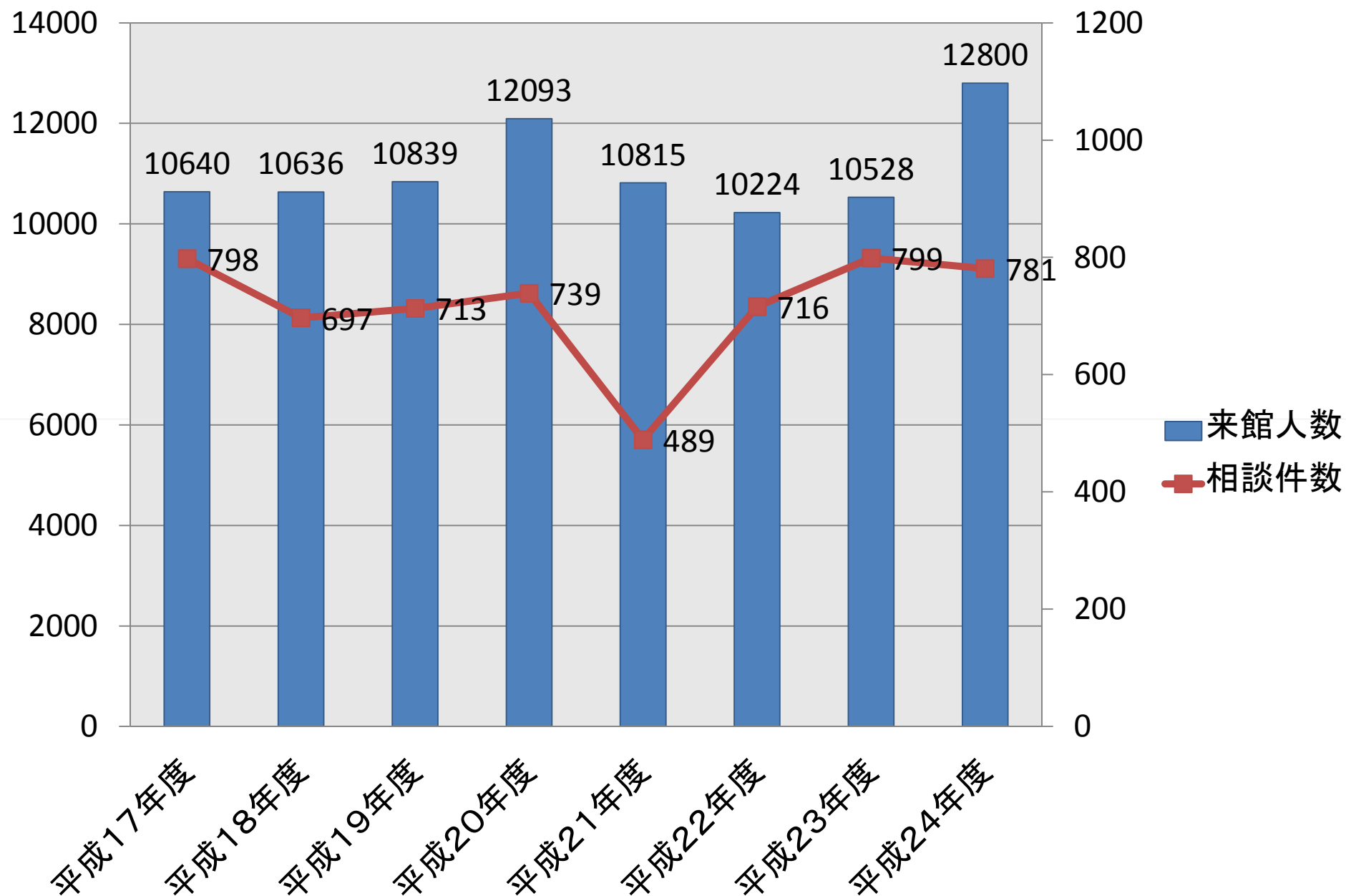
活動の例

(単位:回数、人)

行事名	平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	回数	利用者数	回数	利用者数	回数	利用者数
みんなで話そう	12	383	12	348	12	361
親子遊び講座	4	93	3	87	4	90
遊びの出前講座	6	104	6	85	6	119
キッズデー	2	86	2	81	2	86
双子ちゃん集まれ	2	37	2	29	3	40
親子ハッピーコンサート	2	99	2	139	2	177
プレママ	4	13	4	11	3	12
子育て講話	1	38	2	38	-	-
自由来所(相談含む)	230	9,371	243	9,558	243	11,647
おしゃべり広場	-	-	12	152	12	106
ファミサポまつり	-	-	-	-	-	162
合 計	263	10,224	288	10,528	287	12,800

子育てサポートセンター利用数

(単位: 人、件)



病後児保育事業

○保護者の子育てと就労の両立を支援するため、病気や怪我などの回復期で集団保育が困難な児童を一時的に保護・看護する事業

①対象児童

1歳児から小学3年生までの児童

②利用条件

- ・実施保育園に空きがあることを確認すること
- ・かかりつけの医師などの受診後、医師連絡表を記入してもらうこと

③利用の要件(保護者の利用理由は問わない)

保護者の育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等

実施保育所 下馬みどり保育園 定員 3名
平成24年度実績
延べ利用人数 71人

ファミリーサポートセンター事業

○乳幼児や児童を有する子育て中の保護者で、子どもの預かり等の援助を受けたい者とその援助を行いたい者がそれぞれ会員（利用、協力、両方）となって、子育てを相互援助活動する事業

①利用会員

生後2か月から小学6年生までの
こどもがいる方

②協力会員

事業に理解と熱意を有する20歳
以上の方

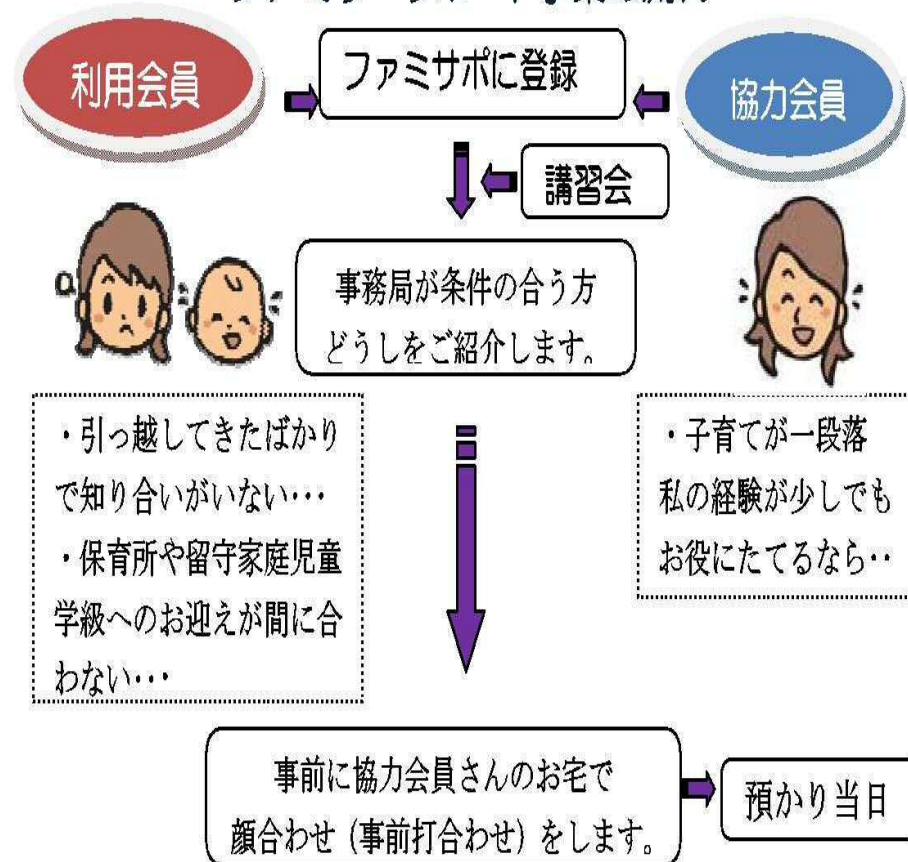
③会費

無料

④料金（直接支払）

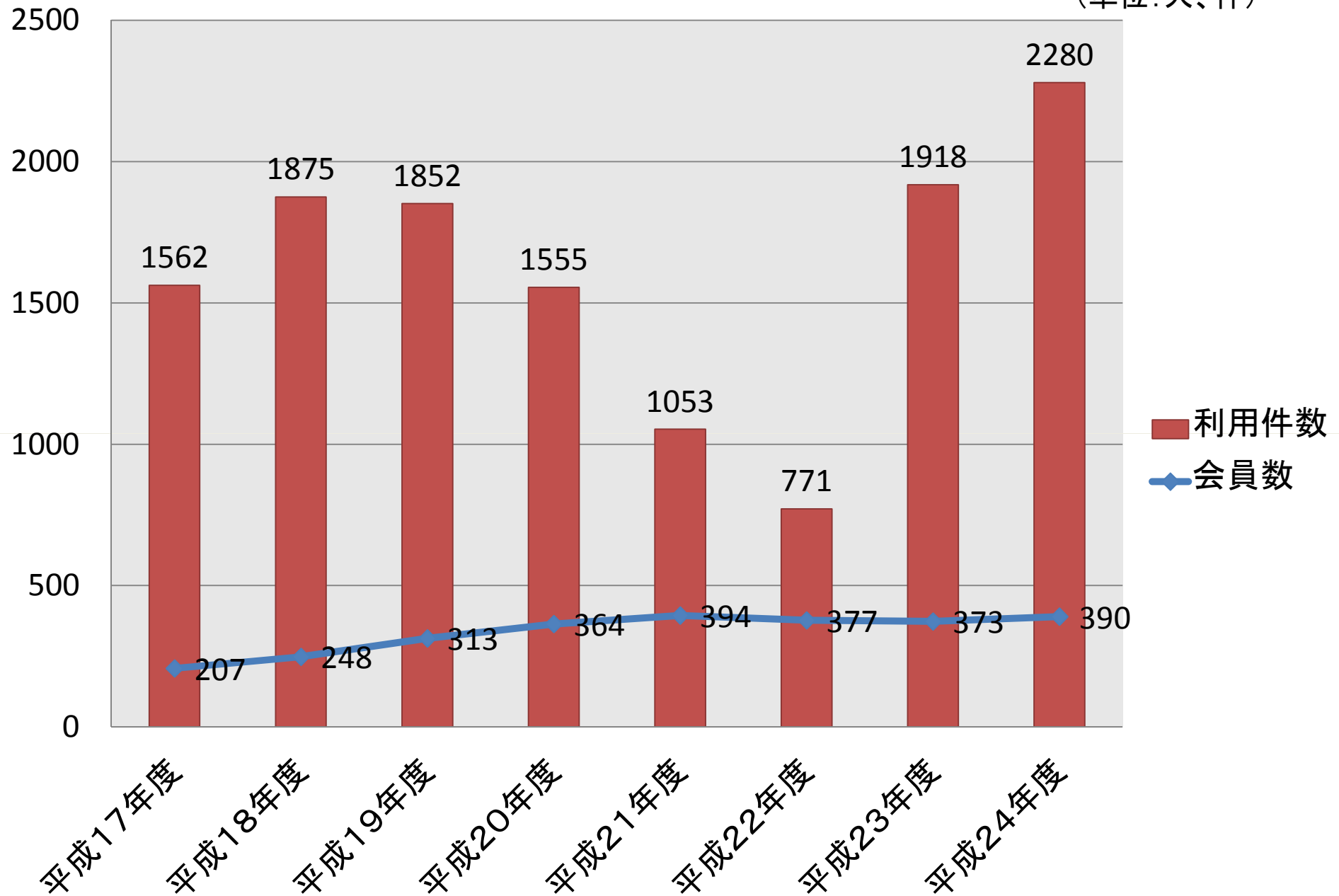
- ・月～金曜日の午前7時から午後 7時 1時間600円
- ・土日、祝日、年末年始および上記以外 1時間700円

～ファミリーサポート事業の流れ～



ファミリーサポートセンター利用数

(単位:人、件)



一時預かり事業

○家庭において、保育を受けることが、一時的に困難になった乳児又は幼児について、主に、昼間、保育所やその他の場所で一時的に預かる事業

①実施主体(実施主体は問わない)

市町村又は社会福祉法人、NPO法人等

②実施場所(実施場所は問わない)

保育所、地域子育て支援拠点、その他の利便性の高い場所で行う。

保育所型 保育所で行う

地域密着型 地域子育て支援拠点等で行う

地域密着Ⅱ型 地域子育て支援拠点等で行う(実施に係る基準に違いあり)

③利用の要件(保護者の利用理由は問わない)

保護者の育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等

④留意事項

- ・事前登録
- ・料金は施設によって異なる 等

●実績 平成24年度
延べ利用人数 浮島保 2114人
大代保 817人

延長保育事業

○保護者の勤務就業時間や勤務時間、家族状況等でやむを得ない状況を考慮し、利用の必要性を承認し、保育の延長をする事業

①対象施設

多賀城市内のすべての認可保育所で実施（公立4箇所、私立7箇所）

②利用時間

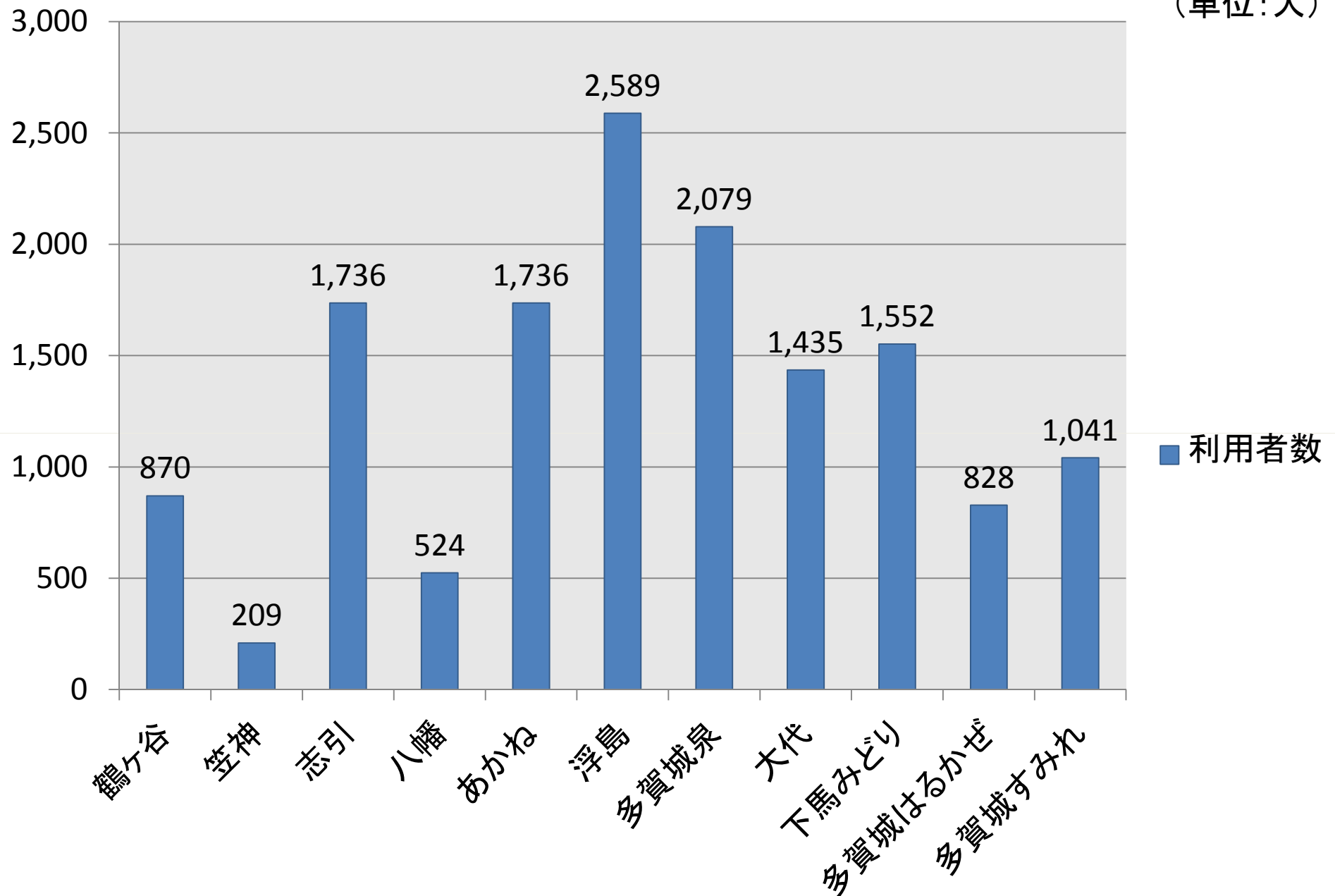
- ・月～金曜日 18時～19時
- ・早朝保育 7時～7時30分（私立保育所のみ）

③間食代

月額1500円（18時～19時まで利用する場合のみ）

延長保育事業利用者数

平成24年度実績
(単位:人)



放課後児童クラブ

○放課後児童クラブは、保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に保護を受けることができない小学3年生までの児童に対し、生活習慣が身につくよう指導等を行う事業（一般的に「学童保育」と呼ばれている。）

①対象児童

小学1年生～小学3年生

②利用時間

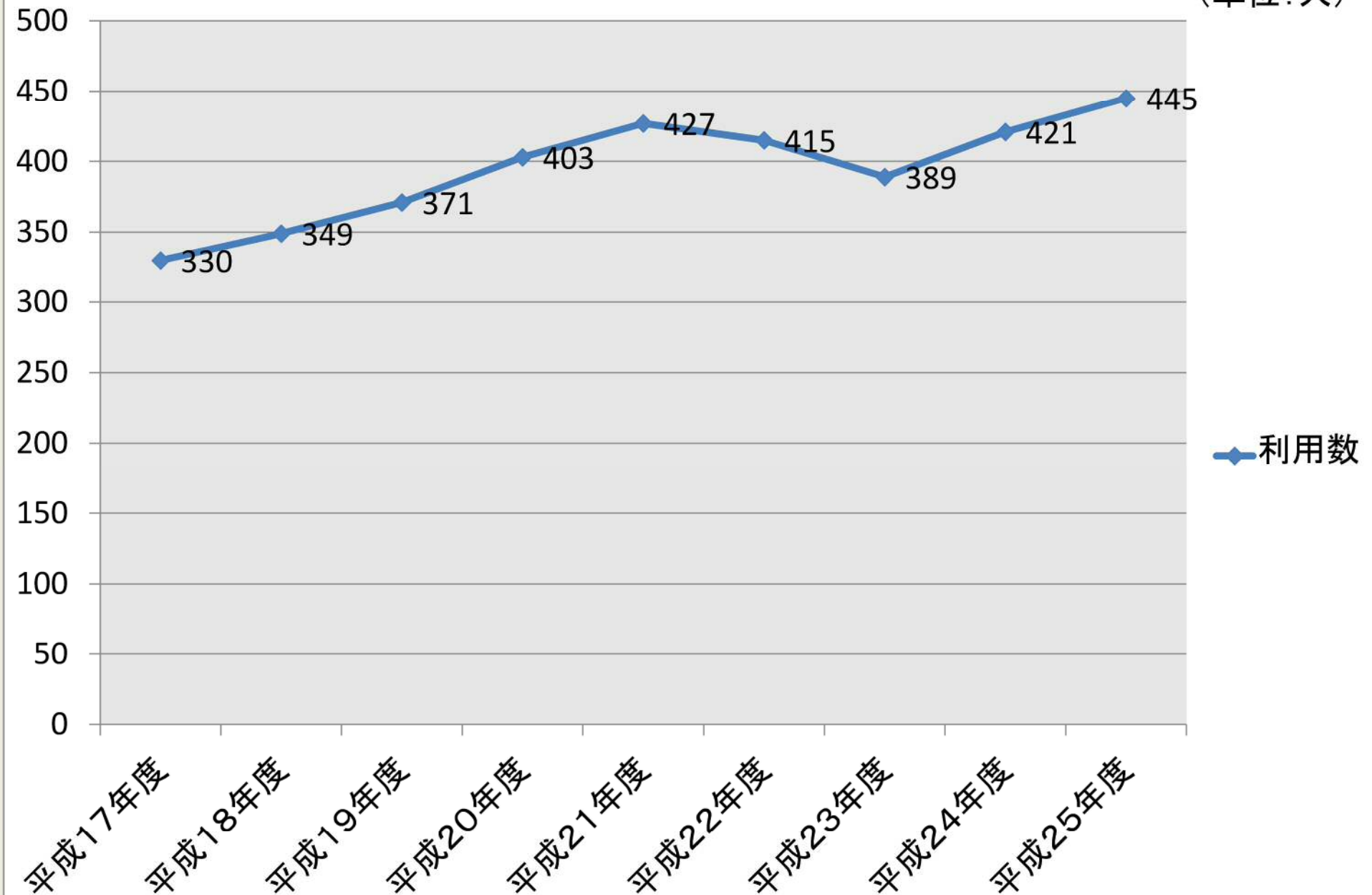
- ・平日 13時（授業終了後）～18時
- ・土曜日、春休み、夏休み、冬休み 8時30分～18時

③利用料

月額3000円（おやつ代は保護者会で負担）

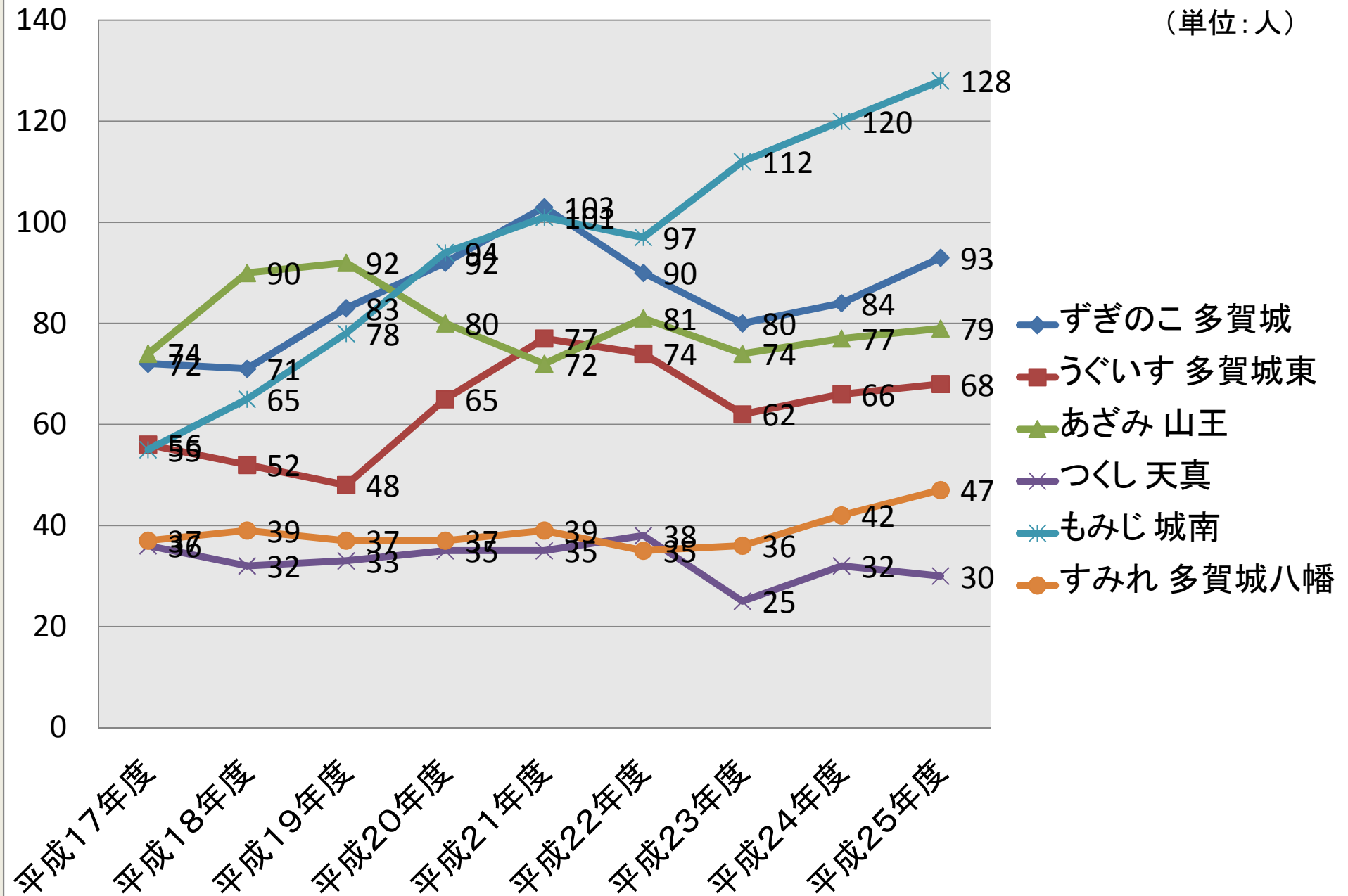
留守家庭児童学級利用数(年度別)

(単位:人)



留守家庭児童学級利用数

各年4月1日現在
(単位:人)

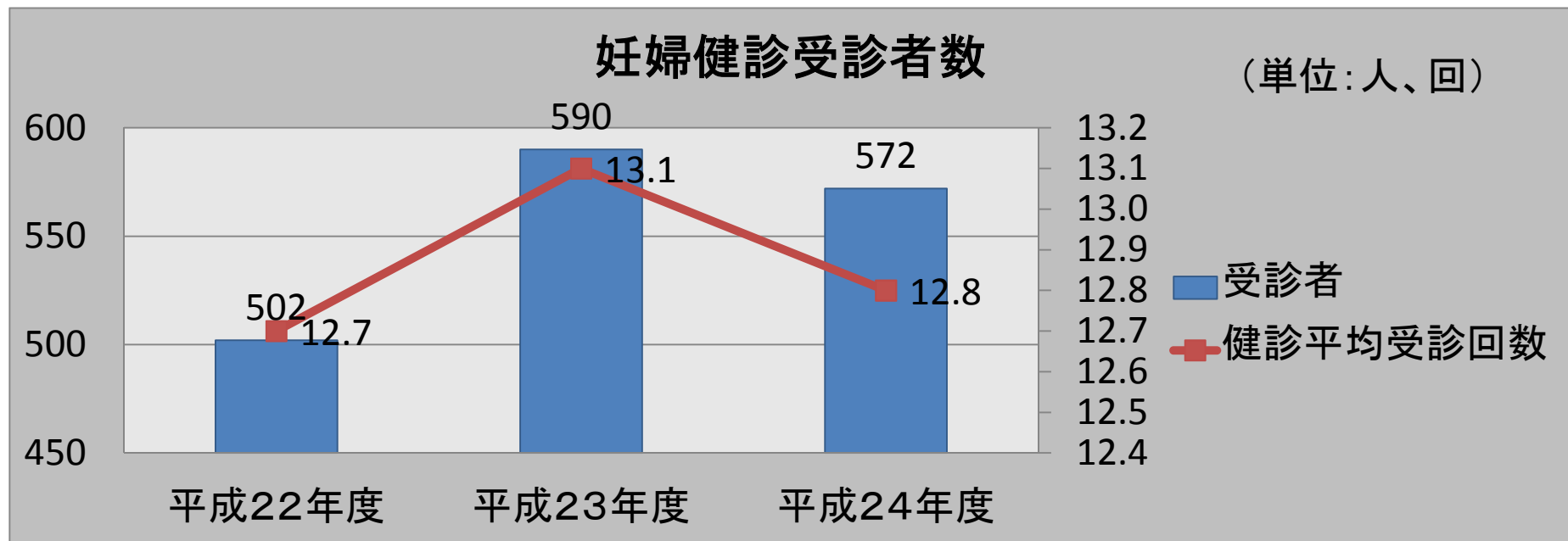


妊婦健診

○健やかな妊娠・出産を迎えることができるよう、妊婦が定期的に健康診査を受けることができる事業

●健康診査助成の実施

助成回数 妊婦健康診査受診票(助成券)14回分

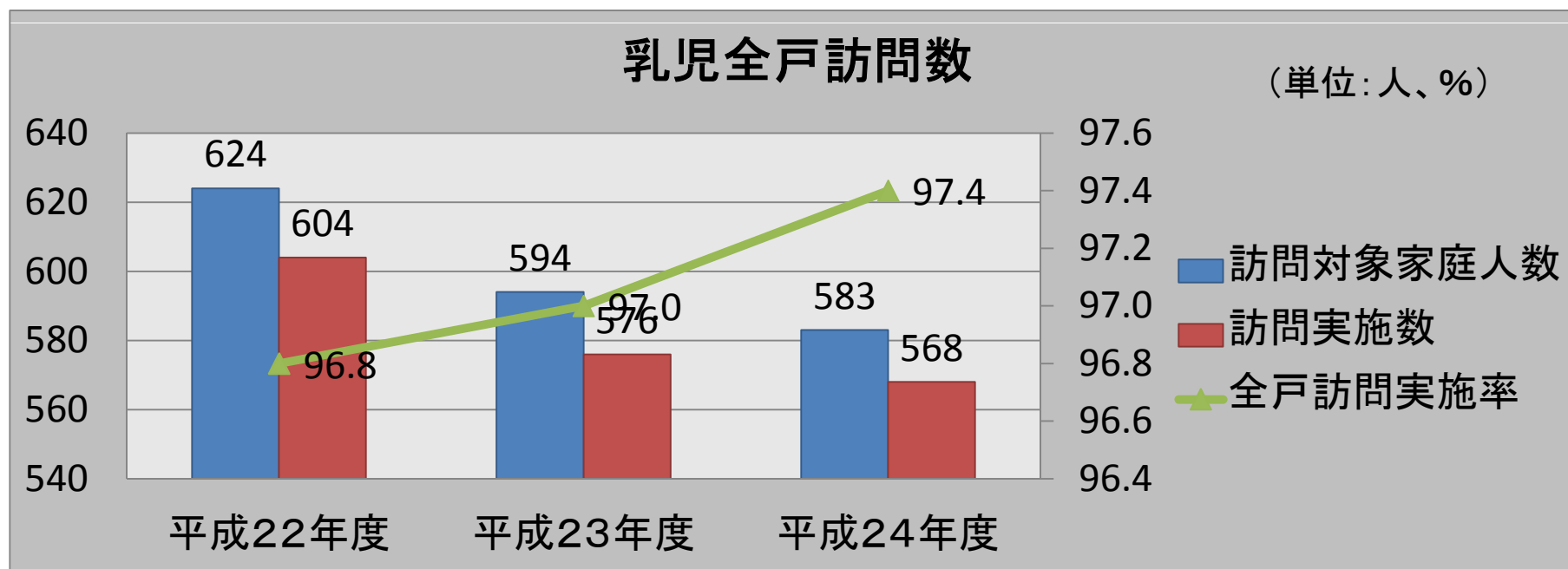


乳児家庭全戸訪問事業

○生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

●対象

新生児、乳児（4か月 転入者でまだ訪問を受けていない）のいる家庭

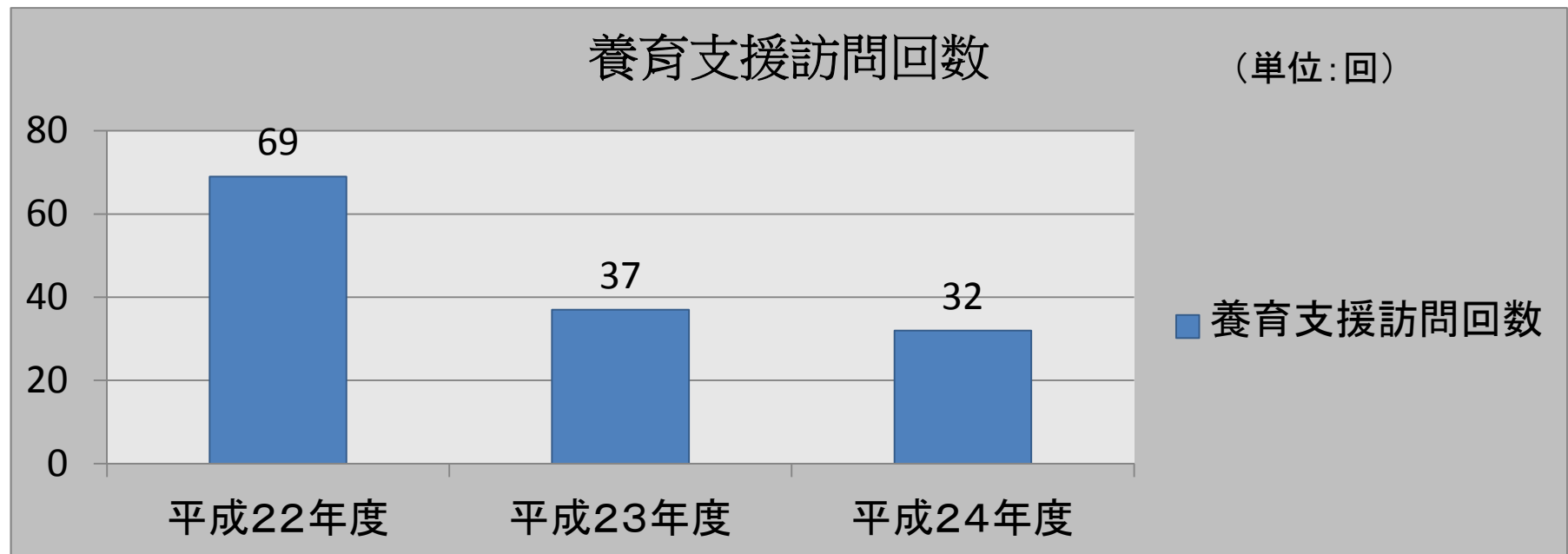


養育支援訪問事業

○養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業

●対象

新生児、乳児のいる家庭



認可外保育施設について

○保育所と同じ目的を持つが、認可を受けていない施設（児童福祉法第59条の2の規定）ただし、設置者は、都道府県知事（中核市長）に届出が必要（小規模な施設等は対象外）※一般的には「無認可保育所」と呼ばれることがある。

○無認可であるが、0歳からの児童を預かる施設であり、都道府県知事（中核市長）は、認可外保育施設に対して認可保育所に準じた基準に基づき、指導監督を行っている。

市内の認可保育施設の状況（平成25年3月31日現在）

認可外保育施設（事業所内を除く） 8箇所
（院内保育施設 2箇所を含む）

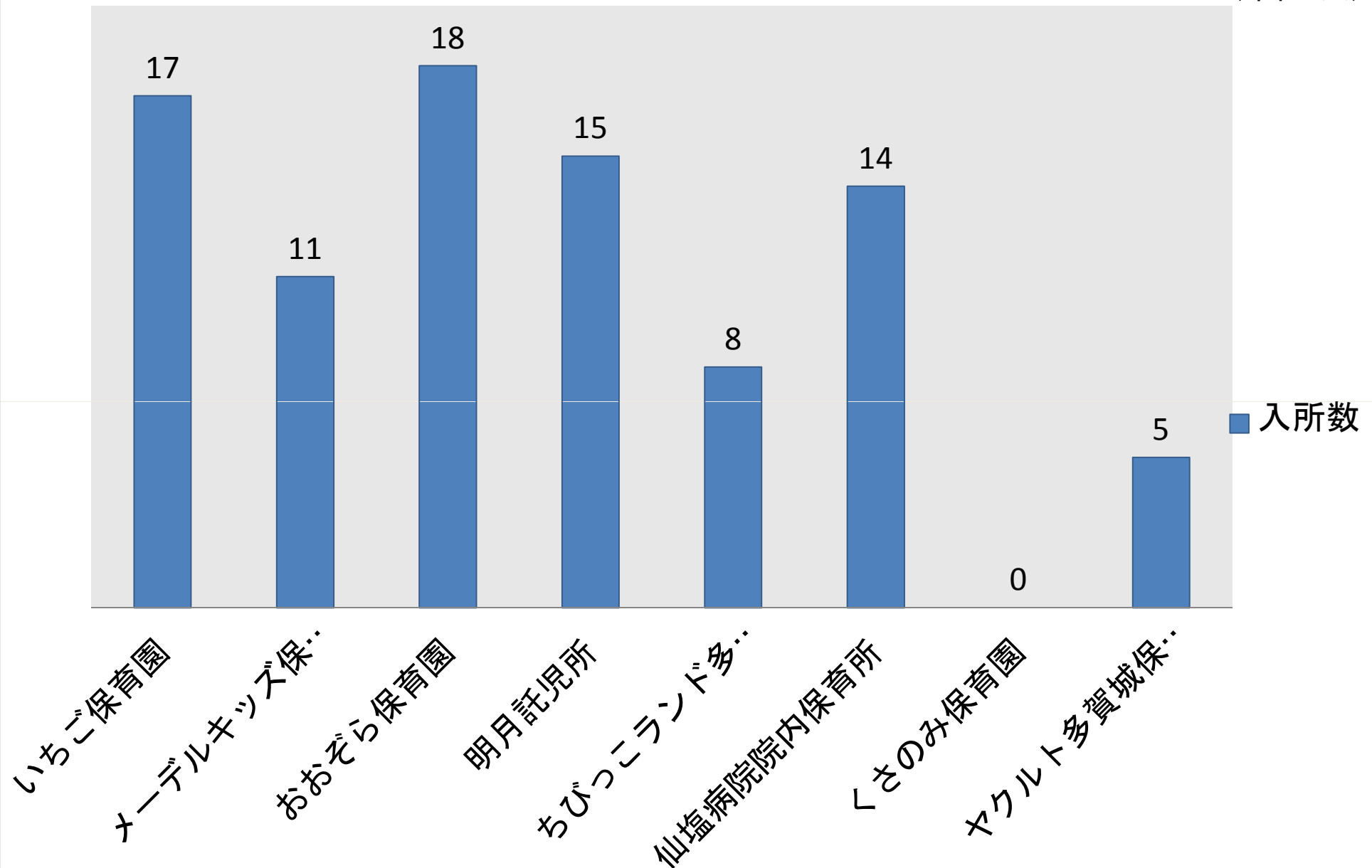
（利用児童数 83人）

事業所内保育施設 1箇所

（利用児童数 5人）

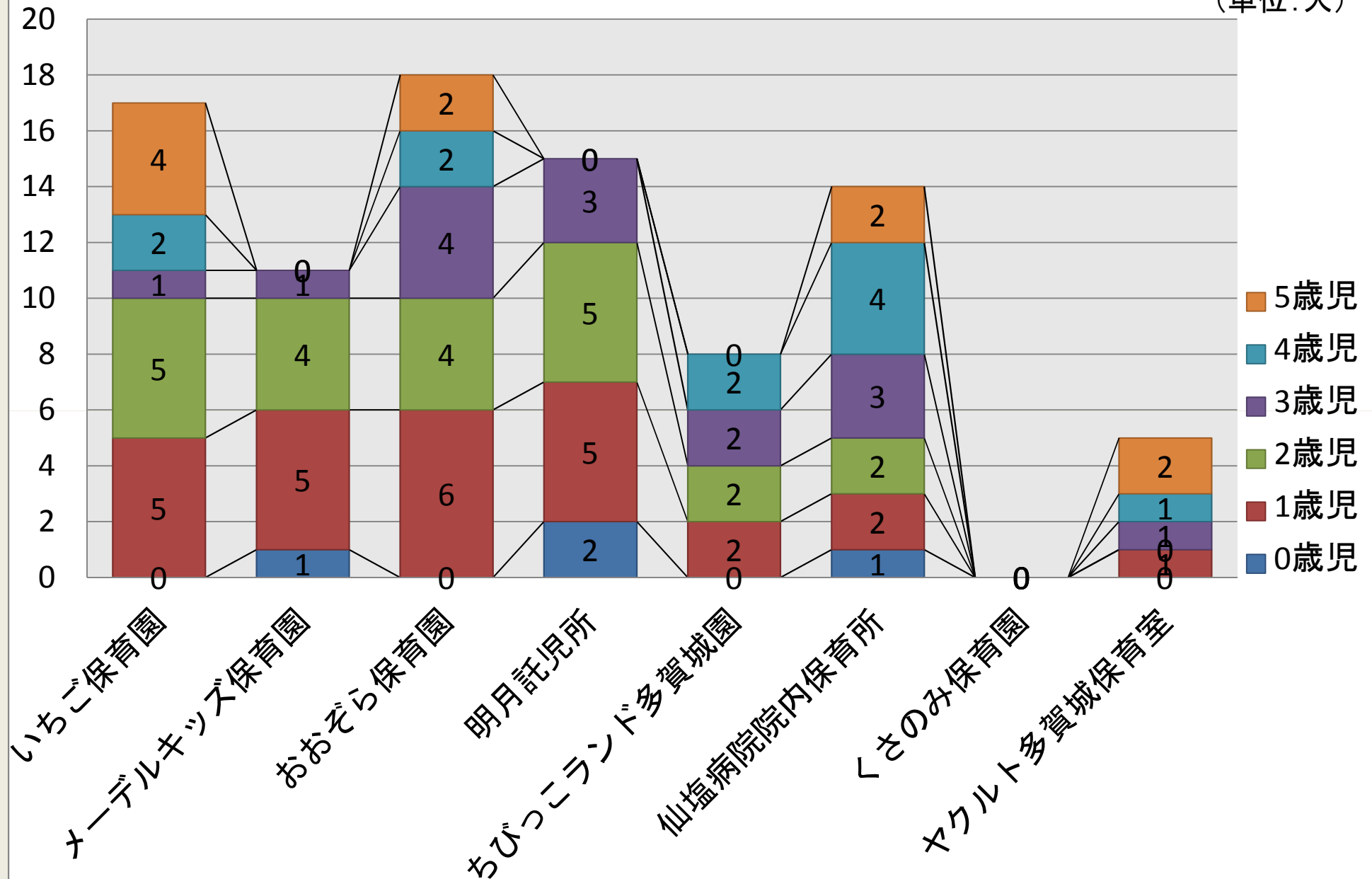
認可外保育所入所数(施設別)

平成25年4月1日現在
(単位:人)



認可外保育所入所数(年齢別)

平成25年4月1日現在
(単位:人)



その他の子育て支援策について

1 子ども医療費助成拡大

- ①子育て家庭の医療費負担が大きい。
- ②子どもの適正な医療機会の確保の必要がある。

平成25年度から乳幼児医療費を小学3年生までの外来、中学3年生までの入院の自己負担分を拡大して支給している。

その他の子育て支援策について

2 太陽の家について

昭和50年に開設。心身障害児通園施設として障害児、健常児の統合保育の実施

平成6年度に3歳未満の早期療育（おひさま広場）の実施

- ①近年、健常児の入園児が減少し、発達が「気になる子」が増加している。
- ②平成27年度から児童発達支援センターとして、児童発達支援、保育所等訪問支援、相談支援を実施し、地域の保育所、幼稚園に在籍している児童も対象に機能強化を行う予定

本市の保育行政課題

本市の保育行政課題

1 待機児童の解消について

①例えば、0歳児と4歳児の兄弟で入所希望している場合、4歳児枠の入所はできても、0歳児枠は少ないことから、同時入所が困難なため、待機児童になるケースがある。

②希望する保育所に入れないと待機児童になってしまうケースがある。

③平成24年度は、保育所が2箇所開園し、一時的に待機児童数が減少したが、平成25年度に再び増加した。可能性としては、潜在的な待機児童がいたと考えられる。

④「子ども・子育て支援新制度」において計画を策定し、平成27年度以降に実施することになる。

本市の保育行政課題

2 3歳未満児の対応

①1年の育休明けで働く・働きたいお母さんが多く存在すると考えられることから、低年齢児の入所が多くなっていると考えられる。

②公立(私立)保育所は、国の基準で、保育士の数が決められているが、低年齢児ほど保育士の数が必要となる。

保育士必要数

0歳児	1～2歳児	3歳児	4～5歳児
3人に1人以上	6人に1人以上	20人に1人以上	30人に1人以上

本市の保育行政課題

3 休日・夜間保育をどう進めるか

- ①本市の休日・夜間保育ニーズの把握をする必要がある。
- ②保育所等で実施可能かどうか調査する必要もある。

本市の保育行政課題

4 桜木保育所のあり方について

- ①平成26年10月に完成する桜木地区災害公営住宅に合築することになっている。
- ②「**幼保連携型認定こども園**」を視野にいれながら、運営方法を検討中である。
- ③公営になれば、職員配置をしなければならない。
- ④民営の場合は、事業者の募集を早急に行わなければならない。

本市の保育行政課題

5 公立保育所のあり方について

①施設の老朽化

②公立(私立)保育所は、国の基準で、保育士の配置数が決められている。

③非常勤等の保育士を募集するが、なかなか「なり手」がない状況にある。

④調理員についても、3保育所は正職員が配置されているが、八幡保育所は非常勤の調理員である。

本市の保育行政課題

6 留守家庭児童学級のあり方について

①各小学校単位に留守家庭児童学級を設置しており、定員はあるものの、希望者全員を受け入れている現状である。→指導員の目が行き届かないこと、過密による児童のストレス、気になる子の対応→指導員の負担増

②全員受け入れている関係上、学級施設の容量が足りず、過密状態になっている施設がある。

●すぎのこ学級(多賀城小学校)→分級している2つの施設のうち、1箇所は学校施設(体育館)の一室を借用している。

●もみじ学級→現在、学校施設内プレハブ校舎の1室を借用しているが、改築の予定がある。改築後は、同居の可能性が不透明である。

③現在は、1～3年生までの受け入れであるが、新制度になると6年生までの受け入れが義務化されるため、トータル的な見直し検討が必要である。

本市の保育行政課題

7 認可外保育所について

- ①認可保育所に入れない児童の受け皿になっている。(特に、3歳未満児を多く受け入れてもらっている。)
- ②運営費補助金(県補助あり)を支給しているが、3歳未満児への補助を増額してほしいとの要望が一部ある。
- ③新制度により、認可外保育所が小規模施設(6人～19人)等へ認可されるかどうかについてはまだ、国から詳しい情報が示されていない。